

CHUO SOGO LPC NEWS



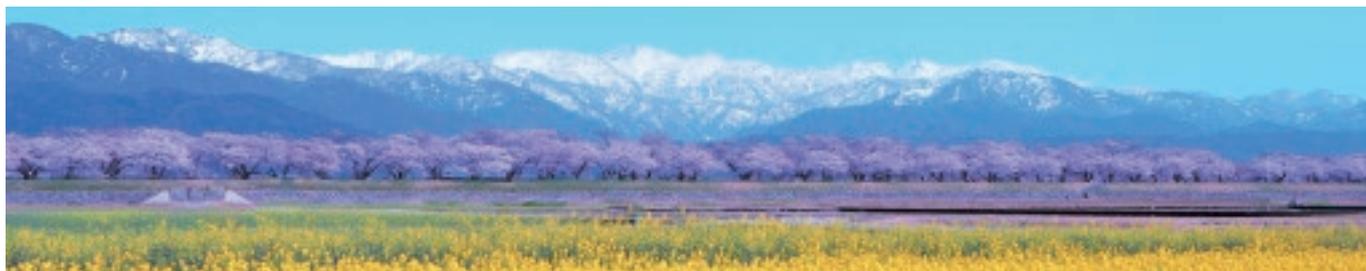
弁護士法人 CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2025 春号

2025年4月発行 第118号



ご挨拶

今年の冬は例年に比べ寒い日が続きましたが、ようやく春の訪れを感じる頃となりました。皆様におかれましては、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

新年度にあたり、本号では、出向から復帰した弁護士、新たに出向した弁護士、そして4月より新たに入所した弁護士をご紹介します。

秋山絵里子弁護士、谷崇彦弁護士は、それぞれ金融庁での任期を全うし、このたび東京事務所に復帰いたしました。両名が金融庁で培った知見を活かした論考を掲載しておりますので、ぜひご一読ください。また、新たに東京事務所の樫淵陽弁護士が個人情報保護委員会に出向いたしました。ネットやAIの進化に伴い、個人のデータプライバシー保護の重要性はますます高まっています。同委員会で作る知見は、復帰後にクライアントの皆様は大いに貢献できるものと確信しております。大阪事務所の新澤純弁護士は、金融庁に出向し、外国投資ファンド等の大阪エリア進出をサポートする「拠点開設サポートオフィス」にて業務に従事します。米国留学の経験を活かして、外資系企業の窓口となり関西の金融経済活性化に貢献することを期待しています。東京事務所の今井稜弁護士は金融庁監督局銀行二課に出向し、地域銀行のビジネスモデル確保のモニタリング支援等に従事する予定です。

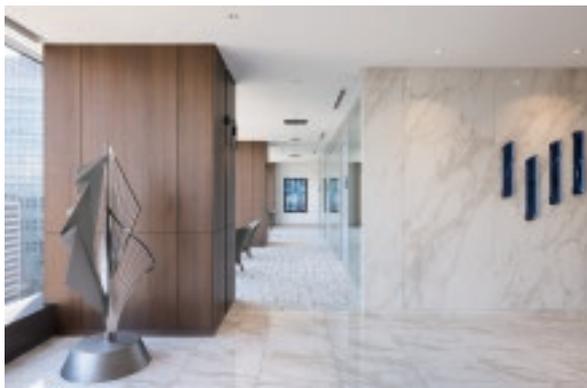
弊事務所からは、上記の出向者に加え、現在、経済産業省、公正取引委員会、民間企業に弁護士が出向しております。出向中は一時的に弁護士実務から離れますが、その間に専門的知識を深め、弁護士に求められるニーズを外部の視点から学ぶことで、復帰後には、事務所内でも最新の知見を共有し、実践的なアドバイスを提供できるものと自負しております。

また、司法修習を修了した8名の新進気鋭の弁護士が入所いたしました(大阪4名、東京2名、京都2名)。それぞれの自己紹介文を掲載しておりますので、ご高覧いただき、今後ともご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。彼らのフレッシュな視点と柔軟な思考が、事務所に新たな風をもたらしてくれることを期待しております。

各法分野ごとのプラクティスグループ(PG)についても、昨年1年間の活動報告を掲載しております。各PGでは、弁護士間で事

案に関する知見を共有するとともに、最新の法令や判例について検討を重ねておりますので、ご関心のある分野がありましたら、PGの弁護士にお気軽にお問い合わせください。また、刑罰法改正、今年の株主総会への検討事項、下請法及びプロバイダ責任法の改正についても論考を掲載しておりますので、ぜひご一読ください。

本年1月の米国トランプ大統領の就任により、世界情勢は大きく変動し、社会の価値観も揺れ動いています。このような不確実な状況下においても、クライアントの皆様が直面する課題に対し、最適な解決策を導き出せるよう、適時適切なアドバイスを提供すべく、事務所一丸となって尽力してまいります。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。



代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

復帰のご挨拶

弁護士 秋山 絵理子



弁護士
秋山 絵理子
(あきやま・えりこ)

<出身大学>
お茶の水女子大学文教育学部
甲南大学法科大学院

<経歴>
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了(70期)
大阪弁護士会登録(大阪市内の法律事務所入所)
2020年4月
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2021年4月
金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室 室長補佐(～2022年3月)
2022年4月
金融庁監督局銀行第二課 課長補佐(法務担当)(～2023年3月)
2023年1月
金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 課長補佐(～2025年1月)
2023年4月
金融庁総合政策局リスク分析総括課 金融犯罪対策室(旧マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室)専門検査官(～2025年1月)
2025年2月
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
金融法務
コンプライアンス対応、
ストラクチャードファイナンス/バンク
キング、企業法務/会社法/M&A、
訴訟・紛争解決

令和3年4月より任期付公務員として金融庁に勤務しておりましたが、本年1月末日をもちまして任期を終え、2月より当事務所に復帰いたしました。当初は2年の任期の予定でしたが、延長により4年弱の金融庁勤務を経験してまいりました。

金融庁では、監督局銀行第二課地域金融企画室、銀行第二課、総合政策局リスク分析総括課健全性基準室、総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室(旧マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室)に所属し、様々な業務に取り組んでまいりました。

(携わった主な業務)

- 地域金融企画室
 - ・企業価値担保権創設に係る検討
 - ・サービスによる事業再生支援
 - 銀行第二課
 - ・銀行法改正(令和3年11月施行)や規制緩和要望に係る対応(監督指針改正、パプコメ対応等)
 - ・銀行法や信用金庫法等に関する法令照会への対応
 - ・認可審査(銀行業高度化等会社(地域商社等)、銀行持株会社の共通・重複業務、銀行主要株主等)
 - 健全性基準室
 - ・バーゼルⅢにおける各種照会対応
 - ・AT1債・Tier2債・TLAC債等発行に際しての適格性審査業務
 - ・秩序ある破綻処理対応、預金保険法・貯金保険法照会対応
 - 金融犯罪対策室
 - ・銀行・資金移動業・暗号資産交換業・金商業・貸金業等の各金融機関におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る検査・モニタリング
 - ・行政処分・報告徴求命令
 - ・免許・登録審査
 - ・金融犯罪対策およびマネロン対策に係るモニタリング
 - ・ノンカストディアルウォレット等のブロックチェーン上の新サービス提供に係る照会対応
- このような幅広い業務を通じて新たに得た視点や考え方、知識、人脈といったものは他では得ることのできない、極めて貴重な財産となりました。

今後は、金融庁で経験した様々な知見・経験も活かしながら、クライアントの皆様からのご依頼にこれまで以上に役に立てるよう、的確な法的サービスの提供に尽力してまいります。引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 谷 崇彦



弁護士
谷 崇彦
(たに・たかひこ)

<出身大学>
慶応義塾大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)
2022年4月～2023年3月
金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室 室長補佐
2023年4月～2025年3月
監督局銀行第二課 課長補佐(法務担当)
2024年3月～2025年3月
総合政策局リスク分析総括課フィンテック参事官室 室長補佐を併任
2025年4月
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
金融規制、コンプライアンス、企業法務、訴訟・紛争解決、一般企業法務

令和4年4月より任期付公務員として金融庁に出向しておりましたが、3年間の任期を終え、本年4月1日より当事務所に復帰いたしました。金融庁では、監督局銀行第二課地域金融企画室や銀行第二課に所属し、令和6年3月からは総合政策局リスク分析総括課フィンテック参事官室を併任いたしました。金融庁出向中は、主に以下の業務に従事いたしました。

- 監督局銀行第二課地域金融企画室(令和4年4月～令和5年3月)
 - ・企業価値担保制度に関する法案検討
 - ・企業価値担保制度周知のための業界団体への説明会企画・実施
 - ・「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」の設置、報告書取りまとめ等
- 監督局銀行第二課(令和5年4月～令和7年3月)
 - ・銀行法や信用金庫法等に関する法令・監督指針に関する照会対応
 - ・国家戦略特区制度を活用したGX事業に対する出資規制の緩和に関するガイドライン策定やモニタリング対応
 - ・デジタルマネー発行に関する規制・スキームの検討
 - ・銀行法に関する認可審査(銀行業高度化等会社、銀行主要株主等)
 - ・大口信用供与の特例承認に関する検討
 - ・規制緩和要望への対応 等
- 総合政策局リスク分析総括課フィンテック参事官室(令和6年3月～令和7年3月)
 - ・資金決済法や各種ガイドライン等に関する照会対応
 - ・電子決済手段の発行を予定する業者の資金移動業登録審査対応 等

上記のような業務を経験し、目まぐるしいスピードで変化する金融機関等のビジネスや金融規制に関する知見を得ることができたことは、非常に有意義であったと感じております。今後は、金融庁での業務の経験等も活かし、クライアントの皆様にも最適なリーガルサービスを提供できるよう尽力して参ります。

会務報告

鈴木秋夫弁護士が令和7年度の日本弁護士連合会の理事に就任しました。

中務尚子弁護士が令和7年度の大阪弁護士会の総会副議長に就任しました。

出向のご挨拶



弁護士(日本・ニューヨーク州)
新澤 純
(にいざわ・じゅん)

弁護士 新澤 純

令和7年4月1日より、1年間の任期付公務員として、金融庁総合政策局「拠点開設サポートオフィス」に出向させていただきます。業務内容は、外資系の資産運用会社や、投資ファンド、ベンチャー・キャピタル等が日本市場に参入する際に、第一種金融商品取引業(金融商品取引法(以下「法」といいます。))第28条第1項)、第二種金融商品取引業(法第28条第2項等)、投資助言・代理業(法第28条第3項)、投資運用業(法第28条第4項)等の金融ライセンス審査を、英語で、シームレスに行うというものです。

日本を国際金融都市にするという理念のもと、東京ベースの拠点開設サポートオフィスは2021年から開設されていますが、今回の私の赴任は、大阪府・市からの要請に基づき大阪ベースの拠点開設サポートオフィスの第1号案件として、東京都中央区日本橋兜町で、OJTで外資系企業の窓口対応を行うというものです。

私は、先般2年間米国留学させて頂いており、ニューヨークやシンガポールに世界中から投資家が集まる一方で、日本のマーケットが、英語面、レギュレーション面、資金潤沢な機関投資家の不足等様々な困難に直面していることも承知しております。「英語」×「金融」の強みを持った弁護士として、司法インフラの一部として、日本が世界にとってよりアクセシブルで、より魅力的な資本市場となるよう尽力したいと思います。より一層実力を磨いて復帰させていただき所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士
檜 陽
(かしづち・よう)

弁護士 檜 陽

このたび、令和7年3月1日より2年間、任期付公務員として個人情報保護委員会にて勤務させていただくことになりましたので、ご挨拶申し上げます。

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の監視・監督(指導・助言、法令違反に対する勧告・命令等)に関する業務等に従事する予定です。

本誌の別記事でご紹介申し上げているとおり、現在、個人情報保護法の3年ごと見直しに係る検討がされており、同検討では、課徴金制度の導入可否等、監視・監督のあり方に影響がある内容や、同意規制の在り方等データの利活用に資する内容の議論がされているところです。クライアントの皆さまにおかれましては、顧客又は従業員の個人情報を保有されているところ、個人情報保護法の規制は、どのような業態の企業であっても必ず気にしなくてはならないものであり、同法の改正を踏まえた同委員会における監視・監督は、クライアントの皆さまに与える影響も大きいものと考えております。

クライアントの皆さまからご依頼いただいた様々な案件を通じて、特にデータの利活用に係るビジネス環境を勉強させていただいたお陰で、個人情報保護法について一定の知識・経験を得ることができ、今般の個人情報保護委員会での勤務が実現いたしました。クライアントの皆さまには心より御礼申し上げます。クライアントの皆さまには、事務所を離れることとなり、大変ご迷惑をおかけしますが、これまでのご厚誼に改めて感謝申し上げますとともに、任期を終えて当事務所に復帰した際には、任期付公務員としての職務で得た経験を生かして、より一層お役に立てるよう精進して参りますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
今井 稜
(いまい・りょう)

弁護士 今井 稜

このたび、本年4月1日より2年間、任期付公務員として金融庁監督局銀行第二課にて勤務させていただくことになりました。

金融庁では主に、法務面での金融実務(融資・再生実務、付随業務)に関わる企画立案、地域銀行の持続的なビジネスモデル確保に向けたモニタリング支援、これらを踏まえた検査・監督の法令面からの支援等に従事する予定です。

地域金融機関は、地域にとって重要な社会インフラであると同時に、地域企業の価値向上等を通じて地域経済の回復・成長を支える地域経済の「要」と言われています。こうした地域金融機関に関する業務に携われることは、地域経済の発展に寄与できる貴重な機会であり、大変光栄に感じております。

当事務所に入所してからの約2年間、クライアントの皆様からご依頼いただきました様々な案件を通じて弁護士としての知識・経験を積むことができたからこそ、今般の金融庁勤務の機会が実現したと確信しております。改めて感謝申し上げます。

金融庁勤務に伴い一時的に事務所を離れることとなり、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、任期終了後に復帰した際には、この経験を活かし、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力する所存です。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 中原 由理
(なかはら・ゆり)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(京都事務所)



この度、京都での司法修習を終了し、当事務所の京都事務所にて執務を開始することとなりました、中原由理と申します。

大学進学を機に京都に参りましたが、思い入れの深いこの地で執務を始めることができ、大変光栄に存じます。

司法修習においては、法曹三者の実務について研修を行い、これまで学んできた法的知識を一層深めるとともに、法曹同士や当事者と法曹の間でのコミュニケーションの重要性についても学んでまいりました。実務の中で、これまで自分が持っていなかった視点に多く触れられたことは、大変貴重な経験となりました。適切な解決方法は一律に定まるものではなく、当事者それぞれに異なる事情やニーズが存在することを改めて実感し、当事者との綿密なコミュニケーションの重要性を再認識した1年間でした。

修習を経て、依頼者の方に寄り添い、共に最善の解決策を見出せるよう尽力していきたいと決意を新たに、当事務所に入所いたしました。これまでの経験を生かし、広い視野を持った弁護士となるべく、日々精進してまいります。

至らぬ点が多々あるかと存じますが、皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士 西川 葵
(にしかわ・あおい)

<出身大学>
中央大学法学部法律学科
東京大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、山口での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所で執務をさせていただくこととなりました、西川葵と申します。

長年の夢であった弁護士として第一歩を踏み出したこと、皆様とのご縁を頂けたことに大きな喜びを感じております。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の三者の視点から実務を拝見させていただき、各法律家が重視している視点について学ぶことに努めました。

弁護士実務を学ぶ修習では、依頼者にとって最善な結果を提供するためにはどうしたら良いかということ意識しながら取り組みました。

その結果、依頼者の専門分野についての理解を深め、依頼者がどのような法的助言や結果を求めているのかを把握し、求める結果を実現するために多様な観点から法律構成を検討することが大切なのではないかと思に至りました。

そのため、皆様が直面されている事柄についての皆様のニーズを的確に把握し、ご期待に沿った提案ができるよう、誠心誠意努めていく所存です。

未熟者で至らないところもあるかと存じますが、皆様のお力になれるよう真摯に執務に取り組んで参ります。何卒、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 逢澤 縁太郎
(あいざわ・えんたろう)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、大阪での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくこととなりました、逢澤縁太郎と申します。

司法修習では、法曹三者の実務を学ぶ中で、裁判官、検察官の目に弁護士の活動がどのように映るか、また映ってしまうか、という点を肌で感じる事ができ、依頼者の代理人であるという弁護士の職責に身が引き締まる思いでした。

また、一挙手一投足から学ぶことをテーマに掲げて臨んだ法律事務所での修習は、電話対応から書面作成、裁判所での活動等、幅広い弁護士実務を間近で目にする貴重な機会となりました。どの場面においても、依頼者の方にとってどのような法的解決が最良であるかを考え抜き、その法的解決の実現に全力を尽くす背中を見て、私もかくあらねばならないという緊張、そしてかくありたいという決意を抱きました。

未熟者で至らぬ点も多々あるかと思いますが、常に全力を尽くし、皆様の最良を実現できるよう精一杯努める所存です。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 前多 陸
(まえだ・りく)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、京都での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくこととなりました、前多陸と申します。

司法修習では、法曹三者それぞれの立場から実務を学びました。

裁判修習や検察修習では、民事・刑事の各手続についての幅広い知識を身につけるとともに、それぞれの立場から、弁護士としてどのような主張立証をするのが効果的であるかを学んできました。

弁護修習では、相談における話の聞き方、アドバイスの仕方、書面作成におけるこだわり、尋問の心構え等弁護士として気をつけるべきことを教えていただきました。相談への同席や準備書面作成を通じて、依頼者の利益を実現するために解決方法を模索していくことに弁護士としてのやりがいを感じると同時に、私自身もこれからその一端を担うのだということに責任の重さを実感します。

一日でも早く依頼者の方々に最適なサービスが提供できるよう、一つ一つの業務に真摯に取り組み、日々研鑽を積んでいく所存です。

まだまだ未熟者ではございますが、当事務所の一員として、皆様のお力になれるように誠心誠意励んで参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

入所のご挨拶

弁護士 本田 祥馬
(ほんだ・しょうま)

<出身大学>
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、新潟での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくことになりました、本田祥馬と申します。

司法修習では、法曹三者がそれぞれ法律問題の解決にどのような役割を果たしているのかを学びました。その中で自分のやりたいことを見つめ直し、最善の結果を目指して依頼者を助けることができる弁護士になりたいという気持ちを再確認しました。

また、弁護修習中に顧問先からのメールの返信を考えた際には、「法律的な正確さを追求したあまりに分かりにくい文章になっては意味がなく、メールを読む依頼者にとっての分かりやすさも大切である」とのご指導をいただきました。この経験を通じて、正しい法律知識を身につけた上で、常に依頼者視点に立ち、求められている仕事ができる弁護士を目指したいと思いました。

入所後は、諸先輩方と仕事をさせていただく中で依頼者との信頼関係の築き方や仕事の進め方を吸収し、一日でも早く一人前の弁護士として事務所に貢献できるように精進していきます。

ご指導、ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士 松浦 拓海
(まつうら・たくみ)

<出身大学>
早稲田大学法学部
一橋大学法科大学院(中退)

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



はじめまして。この度、立川での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務することになりました、松浦拓海と申します。

1年間の司法修習では、今まで見ていなかった様々な現実を知ることになりました。身近なところで日々トラブルが発生し、その対応に悩んでいる方が多くいらっしゃることを、裁判官、検察官、弁護士のそれぞれの立場から実感することができました。修習中に出会った方の言葉を借りれば、修習を通じて、「世の中に対する解像度」が少し上がったと感じております。

また、目の前の出来事を解決する上では、関係する法律を踏まえることはもちろん重要ですが、それだけで結論が出ることは少なく、背景事情や業界の慣行を調査するなど、幅広い視野が不可欠であることを改めて学びました。

そして、修習を通じ、私は当事者の目線で課題に取り組むことの魅力を感じたため、弁護士の道を選びました。依頼者の方々にとって、最も良い解決方法を丁寧に考え、実現できる弁護士を目指し、精一杯努力する所存です。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

弁護士 深田 美紀
(ふかだ・みき)

<出身大学>
大阪大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、京都での司法修習を修了し、当事務所の一員として大阪事務所にて執務をさせていただくことになりました、深田美紀と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の法曹三者それぞれの立場から実務を学び、それぞれの視点の違いを実感しました。弁護修習先では、法律相談や期日などで指導担当の弁護士が依頼者の方と接する様子を間近で見させていただきました。

このような経験を通じて最も強く感じたことは、依頼者の方の想いに寄り添いそれを表現するという「心」を持ちつつ、法律家として冷静に行動する「頭」にいるというバランスの重要性です。

双方を持ち合わせた弁護士となり、依頼者の方の利益を最大限実現するため、依頼者の方との信頼関係を丁寧に構築し、日々全力で業務に取り組み、知識や経験を身に付け、能力の向上に努めていく所存でございます。

まだまだ未熟者ではございますが、誠心誠意努力いたしますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 森本 雄介
(もりもと・ゆうすけ)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月 最高裁判所司法研修所修了(77期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(京都事務所)



この度、山形での司法修習を修了し、当事務所の一員として、京都事務所にて執務することになりました、森本雄介と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の職務を経験し、実務に必要な法的知識や思考方法を学びました。そのうち弁護修習では、指導担当の弁護士とともに、複雑な事実関係の中から法的問題を見つけ出し、必要な調査を行った上で、クライアントの方々にとって最も望ましい解決案を提示するプロセスを体験しました。指導担当の弁護士の仕事を拝見し、自ら率先して事実関係を掘り起こして個々の案件に粘り強く取り組む姿勢に大変感銘を受けました。法律的な問題は事案によって様々だとは思いますが、自分もこうした基本的な姿勢を大切にしていきたいと思っております。

学生生活を過ごし、多くの方々に助けられ、支えられてきた京都で働くことになり、喜びを感じております。未熟者ではございますが、一日も早く皆様のご期待にお応えできるよう、日々研鑽に努めて参りますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

金融PG

<所属弁護士>

中務尚子 錦野裕宗 鈴木秋夫 國吉雅男 瀧川佳昌 金澤浩志 山田晃久 角野佑子 浦山 周 高橋瑛輝
西中宇紘 本行克哉 富川 諒 小宮 俊 榎本辰則 小川広将 町田諒一郎 三村侑意 内田孝太郎 森山雄平
横山淳司

第1 紹介

金融法務プラクティスグループ(以下「金融PG」といいます。)の活動についてご紹介します。当事務所は開設以来、金融法務分野において確かな実績を築き上げてきたことにより、クライアントの皆様との信頼関係を築いてまいりました。この礎となったのは、一人一人の弁護士が挑戦と研鑽を積み重ねてきたことによるものです。金融PGの所属メンバーは、金融庁での勤務経験者や複雑高度な金融法務案件を数多く経験した弁護士を中心に構成されています。金融PGは、これらの弁護士のこれまでの知見を金融PG全体で共有し、さらには深く研究することにより、よりクライアントの皆様にも充実した法的サービスを提供することを企図するものです。金融の法務分野は、多岐にわたりますが、より効率的な知見共有と研鑽を目的として、レギュレーション、保険、ファイナンス分野について各分科会を設置し、集中的に研鑽を積める体制を採用しました。以下では、各分科会の活動内容をご紹介します。

第2 レギュレーション分科会

当事務所には、金融庁において任期付公務員として勤務した経験を有する弁護士が多数在籍しており、当該経験ある弁護士を中心に、最先端の実務知識に基づいて、銀行法や金融商品取引法等の金融レギュレーションに係る法的アドバイスや意見書作成業務を多く取り扱っています。そこで金融レギュレーション分科会では、各弁護士が過去に取り扱ってきた案件・相談の共有や、最新のトレンドやクライアントのニーズ等を踏まえた勉強会を行っています。昨年の勉強会では、令和3年銀行法改正を踏まえた銀行等の業務範囲規制、出資規制、子会社範囲規制、企業価値担保権制度や、セキュリティトークンに関する規制及び法的論点、顧客本位の業務運営に関する原則の改訂等を扱いました。

第3 保険分科会

保険分科会では、昨年に引き続き、各メンバーが過去に取り

扱った案件や相談事例等をベースに知識・経験の共有、議論を行いました。また、昨年は、錦野弁護士が一般社団法人金融財政事情研究会「保険ロイヤーフォーラム」理事に就任し、第1回フォーラムで講師を担当しました。他のメンバーもフォーラムや保険会社等との勉強会・情報交換会に参加するなどして、保険分野に関する争点や、保険業法等の改正の動向、新設された誠実公正義務(顧客の最善の利益)等について意見交換や情報交換を行い、その成果を当分科会内で共有することで、事務所全体の保険分野に関する知見の底上げとブラッシュアップを図りました。

第4 ファイナンス分科会

ファイナンス分科会としては、「ファイナンス契約の基礎」と題して、経験豊富なパートナー弁護士が、ファイナンスを理解する上での基礎概念、各種スキームの必要性、契約書類の構成、ローン契約の主要な契約条項例(コベナンツ条項等)、債権者間協定の主要規定事項、プロジェクト契約の主要規定事項、担保関連契約の主要規定事項、チェックする際の視点やチェックにあたって注意すべきポイント、条項修正・加筆の要否・諾否の判断基準などについて、実際にリーガルチェックをした契約の条項を確認しながら、ソクラテスメソッドを用いた講義形式で当事務所の若手弁護士に対してレクチャーを行いました。今年はこの知識を基礎として、シブファイナンスや航空機ファイナンス、再生可能エネルギーファイナンスなどを題材として取り上げ、知見を深めることを検討しています。

第5 まとめ

以上の通り金融PGでは、幅広く更に深みのある知見の共有と研鑽を通じて、クライアントの皆様にも最適なリーガルサービスを組織的に提供できるようにしてまいりますので、引き続き当事務所をご活用頂ければ幸いです。

コンプライアンスPG 【危機管理分科会】

<所属弁護士>

錦野裕宗 堀越友香 浦山 周 鍛治雄一 木村俊太郎

当事務所においては、所属する各弁護士が、企業不祥事に係る第三者委員会等の委員長をはじめ、調査委員会のメンバー・補助者に就任する等、幅広い経験と専門知識を活かし、危機管理分野の案件に多く携わっております。

当分科会は、**不祥事対応、規制・行政対応、リスクマネジメント**等について、当事務所が過去に対応した案件で蓄積した経験・知見の共有・体系化や、昨今の危機管理体制、不正調査における課題・問題点等についての検討を行ったうえで、実際に携わる案件において、当事務所のメンバーが、チームとして有機的に機能しうる体制を整えております。

具体的には、世間の耳目を集めた企業不祥事について、公表された調査報告書、記者会見、報道を各自が精査し、当分科会において不祥事の具体的内容を踏まえた意見交換、特に企業自身による調査や公表・被害回復等の対応のあり方、発生原因・再発防止策の分析、第三者委員会等の調査のスコープの設定や調査手法、調査対象の分析を行いました。

また、近年のテクノロジーの著しい発展を踏まえ、デジタル・フォレンジック等について外部の専門業者と勉強会を開催する等、専門業者の知見等を活用することによる調査の精度向上・

合理化・効率化等についての知見を深めました。

こうした成果の一端は、昨年当事務所（東京事務所）設立20周年を記念して開催させていただいたセミナーにおいても、初動対応の重要性や初期調査における留意点、本格調査の進め方、事実認定、懲戒処分等に関する知見を、ご参加いただいたクライアントの皆様にご披露することができました。また、錦野弁護士が第三者委員会の委員長として従事した金融機関の不祥事件に関する調査（浦山・鍛治・木村の各弁護士は調査補助者として調査に従事）、クライアントの皆様よりご依頼いただいた各種社内調査や外部監査等においても、当分科会の活動の成果を発揮できたものと自負しております。

当事務所では、当分科会を中心に、過去の経験・知見に最新の情報と技術を取り入れ、サービスの質を向上させる努力を続けることにより、**企業不祥事が生じた場合の対応やその予防のためのコンサルティングを提供できる体制を整えております**ので、クライアントの皆様にごニーズがございましたら、お気軽にご連絡をいただきますようお願いいたします。

コンプライアンスPG 【反社AML分科会】

<所属弁護士>

國吉雅男 金澤浩志 古川純平 高橋瑛輝 藤野琢也 町田諒一郎 亀田孝太郎

当事務所では、これまで銀行・信用金庫等の預金取扱金融機関、証券会社、保険会社、貸金業者、各種決済業者等の幅広い金融機関その他の多くのクライアントの皆様から、マネロン・テロ資金供与対策（AML/CFT）や反社会的勢力への対応に関する事件やご相談を多数頂戴しております。これらの分野は専門的な知見が求められる分野ですが、当事務所においては、弁護士会の民事介入暴力対策委員会での研究・事件対応等を行っている弁護士や金融庁出向中に金融機関の反社会的勢力への対応、AML/CFT関連業務等を担当した弁護士など、経験豊富な弁護士を中心に対応させていただいております。

本分科会は、これまで、各弁護士が取り扱った様々な業務やご依頼・ご相談によって得られた知見・経験を分科会メンバー間で共有するとともに、近年増加している特殊詐欺事案や疑わしい取引への対応における最新の論点についての議論も行うなど、日々情報のアップデートを行い、これを共有しております。このように、本分科会では、当事務所に蓄積された豊富な知見・経験を深化させるとともにこれらの専門的知見を承継させることによって、クライアントの皆様により的確なリーガルサービスを提供するべく研鑽を重ねております。

ご参考までに当事務所の案件取り扱い実績の一部をご紹介します。次のような問題に関してご相談がござ

いましたら、本分科会メンバーに遠慮なくご相談いただければ幸いです。

【AML/CFT】

- ・犯罪収益移転防止法、外為法、マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン、その他関係法令の適用、解釈に係る相談
- ・内部管理態勢の構築支援、リスク評価の高度化支援
- ・役職員向け研修の実施
- ・疑わしい取引・顧客に関するリスク遮断対応（取引謝絶、既存取引解消）

【金融犯罪対策】

- ・振込詐欺救済法に基づく口座凍結要請に関する対応
- ・盗難カード等の利用やインターネット・バンキングの不正利用にかかる預金者保護法及び全銀協通達に基づく対応
- ・特殊詐欺被害への対応

【反社会的勢力の排除】

- ・預金口座の暴排解約、その他の取引謝絶、解約案件の対応
- ・役職員、関連会社と反社会的勢力との関係が発覚した場合の対応（関係遮断）
- ・暴力団事務所や半グレ事務所の立ち退き、組長責任訴訟
- ・各種不当要求に対する仮処分（街宣禁止、架電禁止、接近禁止等）

コーポレートPG 【ガバナンス分科会】

<所属弁護士>

小林章博 堀越友香 山田晃久 赤崎雄作 浦山 周 鍛冶雄一 内田孝太郎 中村優介 横山淳司

本分科会は、株主総会の当該年度のトピック、コーポレートガバナンス、役員報酬、CGコード等、会社法や金融商品取引法等に関連する、多くの上場企業等で問題となり得るテーマを取り上げて研究や議論を行い、所内における知見や実務経験を蓄積するとともに、クライアント企業の皆さまに事務所ニュースやメールマガジン等により対外的に発信することを目的としています。

昨年度においては、「6月総会に向けた留意点について」として、電子提供制度について前年の利用実態の分析を踏まえた利用方針の検討、金融商品取引法や東証の企業行動規範の改正を踏まえた対応などご紹介しました。今年度に向けても参考になりますので、ぜひご一読ください(https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2024/04/news_114.pdf, 4頁及び5頁)。

また、ご承知のとおり、企業の事業活動も人権尊重とは無関係ではありません。昨今、その重要性が強く認識され、各企業には適切な人権方針を策定し、実効的な人権尊重の取組みをすることが求められています。本分科会においても、経済産業省でのガイドライン策定を踏まえつつ「ビジネスと人権」についても取り上げて研究いたしました。その取組みの手順等をご紹介しましたので、ぜひご一読ください(https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2024/11/Business_and_Human_Rights.pdf)。

CGコードについては、公表された各社の有価証券報告書やガバナンス報告書等を検討し、近時の取組みの傾向を研究しました。特に、役員報酬に関しては、CGコードが「経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性のある手続きに従い報酬制度を設計し具体的な報酬額を決定すべきである」(補充原則4-2①)としていることも背景に、近年は、自社の株式等を取締役の報酬とする企業が増加しておりますので、株式報酬の付与に関連するインサイダー取引規制等も含めて検討を行いました。

今年度に関しては、2025年1月17日に経済産業省から「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会の会社法の改正に関する報告書が出されたことを受け、会社の機関設計、株式対価M&A、企業と株主の関係性、株主総会のあり方等、次の会社法改正に向けた近時の議論を取り上げて検討することを予定しております。

今後も、本分科会では、コーポレートガバナンス等に関する知見や実務経験を、事務所ニュースやメールマガジン等により、クライアント企業の皆様にタイムリーにお伝えできるよう努めて参ります。

コーポレートPG 【スタートアップ分科会】

<所属弁護士>

金澤浩志 堀越友香 古川純平 高橋瑛輝 大澤武史 本行克哉 富川 諒 檀淵 陽 加藤友香 三村侑意 木村瑠志 佐々木孝

本分科会は、国を挙げたスタートアップ支援が大々的に進められる中、スタートアップが直面する様々な問題に対して法務面から支援し、その成長をサポートすることを目的としています。

スタートアップが直面することが多いリーガル上の課題として、ファイナンス面・ガバナンス面・ビジネスに関する規制面に関するものが挙げられます。本分科会では、所属弁護士が実際に取り扱った事例や官公庁・業界団体等が発信する情報等を共有し、上記各場面において具体的にどのような法的ニーズがあるのか、これにどのように応えられるかについて、議論、研究してきました。

ファイナンス面では、経営資源に限りのあるスタートアップにとって喫緊の課題である資金調達に着目して、みなし優先株式やJ-KISS型新株予約権、エンジェル税制の活用等を取り上げ、契約書のチェックポイントや実務上の留意点等について、共有を行いました。ここでは、実際にご相談を受けた際に迅速かつ適切に対応できるように、投資契約書や株主間契約書等の各種書式も随時展開、共有しております。

次に、ガバナンス面では、スタートアップの競争力強化の観点から、スタートアップのガバナンス整備の現状とあるべき姿は

何かについて、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」(金融庁・ベンチャーキャピタルに関する有識者会議)や、税制適格ストックオプションを活用したインセンティブ付与、役員を務める企業が新規上場を果たした際の体験談等を題材に、様々な議論を行いました。

また、ビジネスに対する規制面では、新たな市場を開拓するスタートアップにとって、既存の法的規制は時として大きな障壁となります。そこで、サンドボックス制度や国家戦略特区といった規制対応の制度について、ロビーイング活動の事例等も交えながら、知見の深化を図りました。

以上に加えて、所属弁護士を中心に、大学生をメンバーとする起業サークルとの勉強会を実施したり、スタートアップのイベントを当事務所内で開催したりするなど、対外的な活動や交流も積極的に行っています。

今後もスタートアップ支援の重要性は高まると思われる一方で、その対応のためには、最新情報へのキャッチアップと多種多様な経験が求められます。本分科会は、クライアントの皆様のニーズに迅速かつ適切に対応すべく、引き続き知見を磨いてまいります。

<所属弁護士>

安保智勇 中務正裕 國吉雅男 藤井康弘 金澤浩志 山田晃久 本行克哉 大口 敬 河野大悟 小川広将
三村侑意 野崎佐季 森山雄平

多数のM&A案件対応により蓄積された知見とノウハウの共有と深化

第1 M&Aの知見とノウハウの共有と深化

当事務所では、企業のクライアントの皆さまから、国内外を問わず様々な取引に関して法務支援のご依頼を頂いていることから、所内における知見の承継と深化を主目的として取引法務PGを立ち上げ、活動しております。昨年度も、M&Aとこれに伴う法務デューデリジェンスのご依頼を多く頂き、経験豊富な弁護士から若手弁護士に対して知見承継のニーズがなお強かったことから、知見やノウハウの共有と研究を行ってまいりました。

昨年度においては、クロスボーダー取引、ジョイントベンチャー契約、吸収分割契約、事業譲渡契約の各契約を取り扱い、それぞれの取引において留意すべき点、手続について、モデル契約書等を用いることで、知見を深めました。また、M&Aにおける契約書では、具体的条項の内容について、相手方との交渉が必然的に生じるため、仮想の事例を前提に、株式譲渡契約や株主間契約等の契約書について、相手方との交渉の進め方やドキュメンテーションについても知見を深めました。その他にも、M&Aにおいては、競争法規制やソフトローによる規制を遵守することも重要であることから、ガンジャンピング規制やM&A仲介ガイドラインの改訂といったトピックも取り扱いました。

また、法務デューデリジェンスにおいて、開始時に対象会社に対して資料開示を求めるドキュメントリストを交付するところ、ドキュメントリストでどのような資料の開示を請求すべきか、所内の若手弁護士が中心となって、これまで各自が取り扱った案件を基に典型的に必要な資料を具体的に取り上げ、経験豊富なパートナー弁護士がコメント・アドバイスしながらこれをアップデートするという形で勉強会を実施しました。

このような勉強会を通じて、自己の経験を知識として確固たるものにするともに、さらに実際の案件を担当することで、当事務所全体としてのリーガルサービスの品質向上に取り組んでおります。

第2 今後の取組み

取引法務PGにおいては、今後も引き続きM&Aその他各種取引における具体的な着眼点やノウハウの共有、研究を継続するとともに、特定のスキームに特有の手続、留意点などに関する知見に関しても実際の経験をふまえながら所内で共有、深化していく予定です。

また、本年度は、フランチャイズ契約やクラウドサービス約款等の契約類型や合同会社の実務等これまで取引法務PGとして取り扱ってこなかった分野の研究、クライアントの売主・買主の立場の違いや大企業間・中小企業間のM&Aといった規模の違い等のシチュエーションに応じた株式譲渡契約のモデル契約書の作成といった既に取り扱った分野をさらに掘り下げる研究を実施する予定です。

さらに、プラクティスグループの目的として、所内における知見の共有、深化に加えて、対外的な発信も想定されておりますので、今後、研究の成果や当事務所における最先端の取引法務の事例を踏まえた対外的な発信を、媒体を問わず行っていく予定です。

第3 さいごに

企業間取引は近時益々活発化しており、報道によると、昨年度日本企業が関与したM&A件数は過去最多となりました。これに伴い、契約書のドラフト・レビューだけでなく、その前提となるスキームの検討段階からご相談を頂くことが増えてきています。

当事務所としては、所内における知見の共有、承継を図り、リーガルサービスの品質を継続的に向上していくとともに、最先端の取引法務に関する研鑽も積んでまいります。

競争法PG

<所属弁護士>

山田晃久 岩城方臣 大口 敬 松本久美子 加藤友香 峯川弘暉 野崎佐季 中村優介 木村瑠志 横山淳司

競争法PGでは、競争法規制に関する相談や関係当局への対応経験が豊富な弁護士を中心に毎月、所内勉強会を開いており、昨年1月以降は主に以下の点について議論し、知見を深めました。また、競争法に関する記事を事務所ニュースやメールマガジンで発信するほか、独占禁止法や下請法についてクライアントの皆様と勉強会を開催しておりますので、セミナーや勉強会のご要望がございましたら、遠慮無くお申し付け下さい。

【独占禁止法】

近時、競合他社間において、コスト削減等を目的とした原材料の調達・生産・販売・購入・物流等の業務提携や、ノウハウ・技術の補完等を目的とした共同研究開発が増加し、これらの取組が独占禁止法で禁止されるカルテルに該当しないかについて、ご相談をいただく機会が増えています。また、M&A等の資本提携が企業結合審査の対象となり、公正取引委員会への事前届出の検討が必要となる場合もあります。これらが問題となる具体的事例について、公正取引委員会が公表しているガイドラインや相談事例集だけでなく、類似事案における当局との協議内容も踏まえながら、規制の当否、規制リスクを低減す

るための方策、当局対応（届出前相談、問題解消措置の検討等）のポイントについて議論いたしました。

【下請法】

本事務所ニュースの別記事でも解説のとおり、本年の通常国会で下請法改正に向けた審議が行われており、抜本的な改正が見込まれています。特に労務費・原材料費・エネルギーコスト等の価格転嫁については、転嫁協議が無いまま価額を据え置いた事業者名を公正取引委員会が公表するなど「買いたたき」に対する規制意識が高まっており、このような当局の取締が強化されている下請取引を中心に法適合性や是正措置等を議論いたしました。

【景品表示法】

顧客・会員向けの無料サービス、ポイントサービス等が景品規制に抵触しないかや、これらの景品企画に関する広告が有利誤認表示として表示規制に抵触しないかについて、景品表示法だけでなく、表示について定められた各業界の公正競争規約や自主規制規則の内容も踏まえながら実務的な議論を行いました。

IT法PG

<所属弁護士>

山田晃久 赤崎雄作 高橋瑛輝 松本久美子 木村俊太郎 半田 昇 峯川弘暉 三村侑意

IT法プラクティスグループにおいては、日々具体的事例に関する検討や議論を行いつつ、ITに関連する法令やガイドラインなど先進的な法的知識の共有も行い、所属弁護士間で知見を深めております。生成AIを含め情報技術の進歩のスピードは目覚ましく、法的知識も日々アップデートしていく必要があります。当プラクティスグループでは弁護士間で研究や活発な議論を行うことで、クライアントの皆さまに適切なアドバイスをできるような体制を整えております。

個人情報保護法に関連するご相談については、業種を問わず多くのクライアントの皆さまから日常的にご相談を頂いており、事務所として多くの知見を蓄積しています。当プラクティスグループは、個人情報保護法関連の具体的事例を共有し、知見のレベルを深めております。

国内法にとどまらず、GDPR（EU一般データ保護規則）中心に海外のデータ保護法令に関しての研究を行っております。国際化が進む今日においては、企業の規模や業種を問わず事業の過程で海外から個人情報を取得する可能性があります。その場合に、日本の個人情報保護法のみならず、諸外国におけるデータ保護法制も把握しておかなければ、思わぬ落とし穴

にはまってしまう可能性があります。特にGDPRはグローバル基準となっており、日本企業もGDPRの域外適用を想定しなければならない場面が増えております。GDPR以外にも中国の個人情報保護法、米国カリフォルニア州のCCPA/CPRA等、日本企業が直面する可能性のある法律につき研究を行っていく予定です。

近時、生成AIの活用はビジネスに必要不可欠といっても差し支えないほどにその重要性が高まっておりますが、他方で生成AIの活用による新たな法的問題（フェイク画像、知的財産権の侵害等）も社会問題化しております。当プラクティスグループでは、生成AIによる法的問題に対応するため、昨年経済産業省と総務省から公表されたAI事業者ガイドラインの研究や具体的な事例を共有するなど、生成AIに関する知見を深めております。

当プラクティスグループにおいては、今後は、引き続き諸外国のデータ保護法制や生成AIに関する法的問題をテーマとして研鑽を深め、クライアントの皆さまに適切なアドバイスを提供できるよう知見を深めて参ります。

<所属弁護士>

中務尚子 山田晃久 角野佑子 浦山 周 松本久美子 榎本辰則 加藤友香 河野大悟 町田諒一郎 森山雄平 佐々木孝

知的財産法PGでは、知的財産法務を注力分野とするメンバーが、①過去に取り扱った、あるいは現在取り扱っている案件や相談を共有し、議論を行うことで、実践的な知見を深め、②知的財産に関連する法令改正や裁判例等の最新情報の共有、対外発信により、先進的な問題も体系化しています。

第1 案件・相談の共有

企業の事業活動において、知的財産権の侵害は、莫大な金銭的損害を生じうるものです。また、自社の有する知的財産権の有効性が争われ、これが否定された場合には、事業活動に著しい支障が生じます。特に、知的財産を事業の核としている企業にとっては、その存続自体が危ぶまれる事態となるおそれもあります。

そのため、知的財産法務においては、紛争を防止する入念な事前対応と、紛争が生じてしまった場合の迅速かつ適切な対応、の両方が重要となります。他方で、専門性に加えて抽象的な要件が論点となることも多いため、対応には実践的な知見と優れた実務感覚が求められます。

そこで、本PGでは、当事務所で過去に取り扱った、あるいは現在取り扱っている様々な案件や相談を共有し、実務上問題となることの多い論点について議論を行い、知見と実務経験の蓄積を図っています。

特許権については、進歩性や消滅時効に関する問題について共有・議論を行いました。これらの要件は訴訟の勝敗に直結するものであり、弁護士として勘所を把握しておくべき重要な論点の一つです。実際に事件を担当した弁護士であるからこそ、事案特有の問題点や悩みを具体的に共有することができますし、判例雑誌等には現れない裁判所の心証開示や協議時のやり取りについても知るすることができます。

商標権、著作権、不正競争防止法分野においても、紛争が顕在化した具体的事案や法律相談についての共有・議論を行いました。とりわけデザイン等の模倣や剽窃は、企業のみならず個人間でも紛争となることが多く、また今後は生成AI等の発展によってより問題が多様化・頻出することになるものと思われます。事案検討と経験を踏まえた適切な助言ができるよう、理解を深めていくことが重要と考えております。

第2 最新情報の共有・対外発信

近年の著しい技術の発展と進歩に伴って、新しい形の知的財産や、これまでになかった法的課題や紛争が発生しており、これらに対処するための法令改正等も日夜進んでいます。また、知的財産についての権利意識の向上とも相まって、より多角的な観点からの知財管理の重要性が高まっています。

本PGでは、知的財産を取り巻く時流に合わせて、法令改正や注目事案等の最新情報を共有し、知見を体系化するとともに、対外発信も行っています。

昨年は、デジタル化による事業活動の多様化に伴ってブランド・デザイン等の保護を強化するという観点から、不正競争防止法が改正されました(令和5年法律第51号)。このうち、ビッグデータの利活用との関係で、営業秘密・限定提供データの保護の強化を行う改正(同法2条7項、5条1項2号)についてご紹介しました(https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2024/04/news_114.pdf) (10頁)。

また、注目された事案として、現行の特許法上、AIは発明者になり得ないとの判断を下した裁判例を取り上げ(Inventorship_of_AI.pdf)、関係省庁の議論や米国特許商標庁の示した基準も参照しながら、AIと知的財産権の関係について整理しております。他にも、ホームページでのプレスリリースやSNS上での発信が、炎上・レピュテーションリスクにつながった事案を共有し、非専門家・一般消費者の目線も踏まえた知財管理の重要性について議論を行いました。

令和7年に入ってから、1月14日、文部科学省は、著作権侵害に対する個人クリエイター等の権利行使にかかる弁護士等費用の支援を開始し、1月17日、特許庁は、AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応等について議論するなど、知的財産に関する法整備の動きはますます活発化しています。本PGでは、今後もこのような最新のトピックもフォローアップし、クライアントの皆様にも情報共有をしていく予定です。

知的財産法務は専門性が高い分野ではありますが、当PGは法令の改正やガイドラインなど最新の情報をフォローアップし、実務的な観点からより議論を深めながら、クライアントの皆様からのご相談やお悩みに幅広く対応するべく、今後も知見を磨いていきます。

<所属弁護士>

村野譲二 赤崎雄作 大澤武史 藤野琢也 半田 昇 河野大悟 木村俊太郎 野崎佐季 亀田孝太郎 佐々木孝

人事労務分野は、企業活動においては避けては通れない分野であり、クライアントの皆様には良質なサービスを提供するためには、とりわけ弁護士としての経験に基づく実践的な知見や実務感覚を有していることが非常に重要となります。

そのため、人事労務PGにおいては、人事労務分野を取り扱う弁護士がこうした知見・感覚を幅広く獲得し、研鑽を積むために、定期的に所内での研究会を開催するなどして、①各所属弁護士の**担当事案や対応の共有**、②**最新の裁判例・法令情報等の共有**、を中心に活動しています。各弁護士が個々に蓄積してきた知見・感覚を、PG全体に共有し、議論を重ねることで、人事労務分野の対応に必要な知見・感覚の一層の深化を図り、継続的に人事労務分野における最高水準のリーガルサービスを提供することができる体制を構築、維持することを企図しています。また、これらによって積み重ねられた知見・感覚について、クライアントの皆様のお役に立てるよう、③最新の情報・ノウハウとして、当事務所メールマガジンなどにより、積極的に**対外発信**を行っています。

第1 人事労務分野の事案の共有と研究

人事労務PGでは、所内での研究会の際に、各所属弁護士が実際にご依頼を頂いた相談や事件等多岐に亘る人事労務案件を共有し、議論しています。

所属弁護士が実際に担当した生の案件の経験を共有する事で、自身の業務だけでは経験することのできない数の案件を追経験することができ、効率良く、より高度な実務感覚を涵養することができます。また、案件について多くの人数で様々な方向から検討、議論することにより、**単なる法的な知識にとどまらない、実践的な知見の深化**を図っています。

さらに、議論の中で経験豊富な弁護士が過去に取り扱った同種案件に関する知識・経験の共有を行うことを通じて、**若手弁護士への知見の承継**を図っており、アソシエイト弁護士であっても、人事労務分野に関して、より実践的なリーガルサービスを提供することができるだけの力を身に付けています。

第2 最新の裁判例・法令等の共有

人事労務分野では、参照すべき法令・ガイドライン・通達等が多岐にわたり、加えて近年の急速な社会の変化に合わせてこれらについて多くの新設・改正がなされています。また、このような改正や社会の変化に応じて、人事労務分野に関する重要な判例・裁判例も日々出されています。これらにキャッチアップすることは、人事労務分野における最高水準のリーガルサービスを提供するために非常に重要となります。

そのため、人事労務PGでは、所属弁護士が中心となって、日々、こうした最新の法令・裁判例等についての情報を集め、共有、検討することで、弁護士個人で行うよりも**幅広くかつ迅速に情報のアップデート**ができる体制をとっています。

第3 対外発信

人事労務PGでは、当事務所発行のメールマガジンで「人事労務シリーズ」の配信を行っています。「**人事労務シリーズ**」では、労務を巡る問題について、典型的な論点から最先端の議論まで、様々な情報を幅広くご紹介することを目的としており、これまで5回の配信を行い、昨年は、人事労務分野に関する最高裁判決の速報をお届けしたほか、テレワークの普及も踏まえた労働時間法制の解説を行いました。今後も、就業規則、賃金、転籍・出向、懲戒処分等のテーマを取り上げ、継続的な配信を予定しています。

そのほか、人事労務PGでは、**論文・書籍の発行やセミナー開催**など、クライアントの皆様に向けて、様々な形での情報提供を検討しております。近年問題となりやすいハラスメント・労働時間の問題をはじめとする様々なテーマについて**社内研修の講師**も積極的に取り組んでおりますので、ご要望等ございましたら当事務所までお寄せください。

このように人事労務PGでは、人事労務分野について最高水準の知見・実務感覚の涵養、最新情報のキャッチアップなどの自己研鑽を図り、クライアントの皆様への最適なリーガルサービスを提供できるよう努めております。人事労務分野でお困り際には、どんな些細なことでも、遠慮なくご相談ください。

<所属弁護士>

中光 弘 村上創 瀧川佳昌 平山浩一郎 岩城方臣 西中宇紘 小川広将 内田孝太郎 中村優介

第1 はじめに

不動産を巡る法分野は極めて広範であり、関連法令、法務的に問題となる事象も多く、規制法務の他、契約を代表とする予防法務から紛争法務にも渡っています。しかもこれらが相互に関連することも多く、ある事象に対応するためにも幅広い法律知識と経験が要求されます。この実態を踏まえ、不動産PGでは、各所属弁護士が対応した事件、相談等のノウハウ及び法律知識を共有するとともに、特定のトピックについては更に掘り下げて研鑽を行うことで、当事務所として不動産に関するあらゆる法的ニーズに対応できる体制を整えております。昨年から今年にかけて、その中でも不動産取引が活発になされている昨今の情勢も踏まえ、仲介業者の各種義務を中心に相談事例の共有を行い、また、研究テーマとしまして昨今増加しております定期借地権付マンションを取り扱いましたので、ご紹介します。以下共有事例でご紹介するとおり、個別の事実関係には左右されるものの、仲介業者には、相応の義務が認められますので留意ください。

第2 各共有事例

- (1) 売主が当該売買物件の所有者であるか否かに関する仲介業者の確認義務について、裁判例を参考として、明らかに所有者であることを疑うべき事情がある場合には高度の説明・調査義務が課される場合があることについて知見共有を行いました。
- (2) 売買取引の対象不動産における人の死が心理的瑕疵に該当する場合及びその場合の告知期間等について、各種の裁判例をもとに様々な事例において知見共有を行いました。
- (3) 区分所有建物の売買において、売主たる宅建業者が買主から購入した専有部分の階下の住人から騒音クレームを受けたことを理由に調査義務違反・説明義務違反を主張されたという具体的な相談事例をベースに、どのような事情があれば売主たる宅建業者に調査義務や説明義務が生じるかについての知見共有を行いました。
- (4) 新築分譲マンションの底地の境界に関し隣地所有者と争いが生じている事案を題材に、新築分譲マンションを販売する宅建業者が当該紛争について説明義務を負うか否か、また、重要事項説明書に記載が必要と整理した場合のその具体的な記載内容について知見共有を行いました。
- (5) 不動産の買主仲介業者の調査義務につき「宅地建物取引業者でもある売主が物件状況等報告書において敷地内残存物はない旨を説明しており、これに加えて被告（仲介業者）が独自にその真偽等について調査すべき義務が発生するとはいい難い。」とした裁判例があります。仲介業者には物件の物理的状況については、調査義務が認められにくいことを踏まえた裁判例ですが、調査義務が無い場合でも、地中埋設物の可能性を具体的に認識

していた場合には説明義務を負担する場合はあること、具体的認識がどのような場合に認められるかについて知見共有を行いました。

- (6) 地歴は、土壌汚染の可能性、地中埋設物の可能性を検討するに当たって極めて重要な事項であり、特に買主において、仲介業者に地歴の調査依頼があった場合には、相応の調査義務が発生すると解されます。具体的には、①売主へのヒアリング②航空写真の調査といった事項に加え、最低でも閉鎖登記簿の確認等により確認できる範囲では調査すべきものと考えられます。仮に、買主からの調査依頼が無い場合には、物件の物的な状況についての詳細な調査義務はないと解されていることから、積極的な調査義務まではないと解されますが、物件調査の過程で知った範囲の事項についてはこれを説明すべき義務はあるものと考えられていることについて知見共有を行いました。
- (7) 売買の目的物である宅地建物において、過去に自殺等の事故、事件が起きていたことが契約締結後に判明することがあります。当該事実について、仲介業者は当然に調査、確認すべき義務はないとされていますが、既に知っていたり、買主からの照会があった等の個別具体的事情に応じて上記義務を負う場合がありますので、不動産PGでは各人が扱ったケースを題材に、仲介業者が負うべき義務の内容について知見共有を行いました。

第3 研究テーマの紹介

不動産PGでは、一昨年より研究を続けてきました、定期借地権マンションの問題点を解説した記事をメールマガジンにて発信いたしました(https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2024/05/Fixed-term_leasehold_apartment.pdf)。同記事では、①マンション売却の場面、②敷地を購入する場面、③定期借地契約の期間満了の場面、という定期借地権マンション特有の問題点が発生する場面に着目して解説しておりますので、ぜひご一読ください。

また、現在、不動産売買や賃貸借の場面において宅地建物取引業者が負う責任をテーマとして議論を行っております。具体的な事例をもとにして、各事例において宅地建物取引業者に説明義務があったのか、説明義務があったとしてどの程度の説明が求められるのか、さらに、調査義務まで発生するのかといった点を検討し、実務上の対応や法的リスクについて理解を深めています。

第4 おわりに

今後、上記の知見共有や研究成果につきましては、適宜、事務所ニュース・メールマガジン等で発表させていただく予定ですのでご期待ください。

<所属弁護士>

中光 弘 西中宇紘 田中幸佑 藤野琢也 町田諒一郎 峯川弘暉 佐々木孝 横山淳司
(客員弁護士) 八木良一

第1 刑事手続PGについて

企業活動に伴い刑事事件が問題になることがあります。刑事事件は幅広く、刑法のみならず行政法規の中にもたくさん犯罪として問題になる場合があります。犯罪の成否はもちろんのことですが、たとえ成立するとしても企業活動の中での正当性について言い分を尽くすべき場面があります。当PGは、主にこのような場面を念頭において、知見を共有するとともに、刑事手続について実践的な研究を行っています。また、当事務所の弁護士が取り扱っている刑事事件の法律上の問題点について見解を示す役割を担っており、各弁護士が扱う刑事事件においても良質なリーガルサービスを提供するようにしています。構成メンバーは、約10年間検察官の経験を有する田中幸佑弁護士の他、経験豊富な弁護士から斬新な発想をもつ新進気鋭の弁護士が所属しており、知見の共有や研究について最適なものになっております。さらに、近時、当事務所に客員弁護士として所属いただいている八木良一弁護士にもご参加頂けることとなりました。同弁護士は、長きにわたって裁判官として日本の司法の中核で重責を担ってこられた方で、今後裁判所の目線を踏まえてより多角的で深い研究が可能になると期待しているところです。以下に、当PGの活動について少しご紹介させていただきます。なお、刑事に関する案件は、弁護士法人ではなく、個々の弁護士が弁護人や付添人になることが多く、当事者の方との信頼関係に配慮して、固有名詞や具体的な事実関係を全て共有することはしておりません。事実関係を適切に整理して議論を行なっております。

第2 いくつかの事例のご紹介

例えば、出入国管理法違反の事案を議論することがございました。外国籍の労働者の方が不法に就労しているとされるケースは起こりえますが、企業側が、不法な就労を助長しているのかということが問題になる事例があります。就労に際してどういう事実を確認したかがポイントになりますが、参加者から色々な視点で問題意識が示されて、議論が白熱します。そうして、事例の紹介者は、他の弁護士の意見を聞く中で自身の方針を点検しますし、また参加者は、どういう事実があれば、あるいはどういうプロセスを経れば助長にならないかという目線で議論に参加し、他事案で参考になるように経験

値を高めてまいります。

また、カスタマー・ハラスメントについて議論した事例があります。いわゆるクレームは企業にとってビジネスチャンスともなりうるものですが、中には業務妨害、強要といった犯罪に該当するとの論陣で対処すべき場合があります。どこかで一線を越えたと評価されるべきなのですが、どういう事実関係があれば越えたことになるのかは、具体的な事案ごとに難しいところがあります。そこで、当該事案ではどういう事実関係があったのか、どういう説明・対応をしたのかを確認しながら、その結果どこまでいけば刑事手続を念頭において対応するのかを議論することになります。安易に対応して刑事手続として所期の目的を達しないということになると、かえって行為者にここまでの行為は許されるという、いわばガイドラインを示すことになりかねないので、慎重に検討します。また、仮に十分な事実が得られないならば、企業としては、別プランとしてどういう対応をする選択肢があるか、といったことも議論いたします。

さらに、示談の対応について議論した事例がありました。案件によっては、事実関係に鑑み、むしろ適切に示談を試みるべき場合があります。決して示談ありきではなく、本人が自分のしたことを自分の言葉で語り、反省を自分の言葉で語り、その金額は本人の資産や収入の中でどういう位置づけなのかを自分の言葉で語るのであれば、被害者の方の少なくとも容易には消えない思いを踏まえつつも、示談を試みることになります。その場合に、何をどう伝えるのか。議論はつきません。

第3 今後の当PGの取組

以上いくつかご紹介をさせていただきましたが、当PGでは、刑事手続の対応をする弁護士に、自身の方針対応について点検する機会を確保するとともに、参加者とともに議論の中で新たな視点を獲得し、より充実した対応を可能にするような場を提供しております。また、参加者は、事案を一般化させた上で企業統治において留意すべき視点におきかえて取り組み、クライアントの皆様へ有益な視点を提供できるように、正に経験値を高める場として位置づけております。グループの活動を通じて、皆様に刑事手続に関連づけて有益な情報をご提供し、また有益な対応ができるよう、さらに万一刑事手続という場面になれば、最速で最善の対応が出来るよう、常日頃準備をしております。



弁護士

田中 幸佑
(たなかこうすけ)

<出身大学>

岡山大学法学部卒業
大阪市立大学法科大学院
修了

<経歴>

2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
検事任官(東京地検検事)
2013年4月～2023年1月
大阪地検検事、名古屋地検
検事、神戸地検検事、福岡地検
飯塚支部長兼直方支部長など
2023年2月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)
2024年4月～
大阪公立大学法学部非常勤
講師

<取扱業務>

危機管理、不祥事対応、
不正調査、コンプライアンス、
企業刑事事件及び一般企業
法務等

明治時代以来の刑罰制度の改正 —「懲役」、「禁錮」から「拘禁刑」への一本化—

弁護士 田中幸佑

第1 はじめに

令和7年6月1日、刑法等の一部を改正する法律が施行され、「拘禁刑」という刑罰の運用が始まります。近時のニュース等で、「拘禁刑」という言葉を耳にされたことがある方や、罰則について調べた際に「拘禁刑」という表記を目にされた方は多いと思われます。

「検察は懲役(禁錮)〇年を求刑」といったニュースをよく目にしますが、このように、我が国の刑罰には「懲役」と「禁錮」というものがあることは一般的に知られています。この懲役や禁錮は、我が国が近代化し法制度を整備した明治時代に定められたもので、刑罰の種類としては、明治時代から現在まで変わらず続いているものです。

今般、この「懲役」と「禁錮」がなくなり、「拘禁刑」という刑罰に一本化されることが決まっており、令和7年6月1日以降、犯罪に該当する行為を行った場合には、拘禁刑に処せられ得ることになります。

本稿では、明治時代以来となる法改正の概要と背景、企業等における考え方について概説します。

第2 懲役と禁錮から拘禁刑への一本化

1 我が国の刑罰の種類は、刑法に、「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料」と定められています。これが、「死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料」となります(刑法9条)。

懲役や禁錮は、一般に「刑務所に入るもの」というイメージですが、基本的にそのとおりです。懲役と禁錮の違いは、刑務所等に収容されるという点は同じですが、刑務作業の義務が課せられるか否かという点に違いがあります。懲役の場合、作業が義務付けられる(「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」(刑法12条2項))のですが、禁錮の場合、作業の義務はありません。ただ、禁錮受刑者でも、希望すれば作業に従事することができることとなっています。

しかし、そもそも禁錮刑が定められている犯罪は少なく、新規入所受刑者のうち禁錮刑の執行を受ける者は全体の0.3%程度であり、また、禁錮受刑者の8割超が刑務作業に従事していたようです(令和6年度犯罪白書)。

こうして見ると、そもそも、懲役と禁錮を区別する意味はそれほどないといえる状況になっていました。

2 また、近時、再犯率の高まりなどを受けて「再犯防止」の重要性がより強く意識されるようになってきました。刑務所等においても、刑罰の執行としての作業(そもそも、明治時代に設けられた「懲役」には、「懲らしめ」という発想もあったといえます。)のみでなく、再犯防止に向け、改善更生や社会復帰を意識した処遇が図られるようになってきていました。

筆者も検察官時代に刑務所等を何度も訪れましたが、受刑者に対する職業訓練や教科指導、薬物依存離脱指導など、社会復帰と再犯防止を意識した処遇が広く実施されていました。また、受刑者の高齢化も顕著で、法律上義務付けられている作業の実施が困難とされるようなケースも見受けられました。

3 以上のとおり、そもそも懲役と禁錮を区別する意味が大きくなっていったこと、受刑者の改善更生や社会復帰に向けてより柔軟な処遇を行えるようにすべきであることなどを背景に、「拘禁刑」に一本化されることになったのです。

拘禁刑を定める条文には、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とあり、受刑者の改善更生に向けて、刑務作業も含め、必要な処遇を行えるようにするという発想が表れています。

第3 企業等における考え方

日々の企業活動や日常生活において、今回の法改正で大きな違いや影響が生じることはありません。

ただ、国の刑罰の種類が変わるというのは大きな出来事であり、例えば、自治体の条例や、企業の就業規則等において、懲戒事由などに「禁錮以上の刑に処せられた場合」などと定められていることがよくあります。基本的な発想としては、現行の「禁錮以上の刑」=死刑、懲役、禁錮です。法改正後は、拘禁刑に処せられた場合はこれまでの「禁錮以上の刑」に処せられた場合と同じと考えてよいと思われそうですが、今後、これら規則等の規定も改めていくことになると思われれます。

改正法施行に伴い、「拘禁刑」という言葉が広く一般に扱われるようになると思われそうですが、本稿がその意味の理解のお役に立てば幸いです。



弁護士(日本・ニューヨーク州)
赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

<出身大学>
東京大学法学部
京都大学法科大学院
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

<経歴>
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2015年5月
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)卒業
2015年10月~2016年11月
Apex Juris Advocates & Legal Consultants (ドバイ、アラブ首長国連邦)勤務
2018年6月
ニューヨーク州弁護士登録

<取扱業務>
会社法、M&A、労働法、
競争法、データ保護法、
金融法務、紛争解決、
不動産関連法務、家事事件

今年の6月総会に向けた留意点及び将来的な株主総会に向けた検討事項

弁護士 赤崎 雄作

3月決算の会社においては新会計年度がスタートするとともに、本年6月の定時株主総会(以下「今年の6月総会」といいます。)に向けた準備作業を進めておられるところかと思えます。本稿では、今年の6月総会に向けた留意点に加え、本年2月に法務大臣から法制審議会に対して会社法制に関する諮問がなされ、また、それに影響を与えらると思われる会社法制研究会の報告書(案)や経済産業省に設置された研究会の報告書が公表されているといった動きを手がかりに、将来的な株主総会に向けて今から検討しておくことが有益と考えられる事項についてご紹介いたします。

第1 今年の6月総会に向けた留意点について

(1) はじめに

今年の6月総会に際して、昨年の6月総会から大きな法改正がなされている訳ではなく、大きな変更点はないと考えられますが、近時の株主総会の在り方に関する議論等から、留意することが望ましいと考えられる点について触れることといたします。

(2) 総会当日の運営について

近時の株主総会においては、総会当日を迎える前に決議の趨勢が明らかになっていることが多く、また、早期かつ十分な情報開示や機関投資家との対話により、年間を通して意思決定に向けた審議はなされていると考えることもできます。そこで、総会当日は、特に個人株主との対話の充実や満足度向上を図ることが、望ましいと考えられます。

その具体的な内容としては、当日の会社側からの説明は、計算書類や事業報告の内容に限られず、株主の関心の高いと思われる内容(中長期戦略やサステナビリティ関連事項等)について、スライドを使用するなどして分かりやすく行うことが考えられます。

また、総会当日のシナリオに関し、慣例的に盛り込んでいる箇所についても法的に不要であれば簡略化することも検討のうえ、株主の関心の高いと思われる内容や会社としてアピールしたい事

項について、より時間を割いて説明することも考えられます。出席株主数や会場の規模にもよりますが、議長である社長が自らの言葉でこれらの事項を説明することは、株主からも友好的な評価を得られる可能性が高まるのではないかと思います。

(3) 事前質問への対応

近時、株式総会における事前質問を受け付けている会社も珍しくありませんが、事前質問を受け付けて充実した回答を行うことで個人株主との対話の充実や満足度向上に資するものと考えられますし、事前質問を受け付けることで株主の関心事を把握し想定問答を作成する際の参考にすることもできます。

また、事前質問に対する回答を総会当日に行うことで、株主の関心の高いと思われる内容に時間を割いて説明するという上記の当日の運営とも親和性をもった取扱いが可能となります。

事前質問を受け付けることによる労力やコストとの兼ね合いもあろうかと考えられますが、まだ導入をされていない会社におかれては、どの導入を検討することも考慮に値するのではないかと考えております。

第2 将来的な株主総会に向けて

本年2月に法務大臣から法制審議会に対して会社法制に関する諮問がなされ、今後同審議会にて会社法改正に向けた議論が進んでいくことが想定されます。諮問事項の一つには「株主総会の在り方」が挙げられており、また、令和6年9月に始まった会社法制研究会は本年2月に報告書(案)(以下「会社法制研究会報告書(案)」といいます。)、を、経済産業省に設置された「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会は本年1月に会社法の改正に関する報告書(以下「CG研究会報告書」といいます。)を取りまとめました。

これらにおいて指摘されている事項について、今から検討しておくことは有益と考えられますので、その概要をご紹介させていただきます。

(1) バーチャルオンリー株主総会

諮問事項の一つである「株主総会の在り方」の中には、バーチャルオンリー株主総会に関する規律が挙げられています。現行会社法に基づいてはバーチャルオンリー株主総会を開催することはできないとの見解が有力ではありますが、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けてバーチャルオンリー株主総会を開催した上場会社が一定数存在しており、実務上のニーズは存在すると考えられます。

かかる事情を前提に、バーチャル株主総会を実施するための要件に関する考え方を整理することが想定されます。なお、産業競争力強化法に基づいてこれまでに開催されているバーチャルオンリー株主総会は上場会社に限定されていますが、会社法制研究会報告書(案)では、非上場会社も含めて規律の対象とすることが言及されています。

このように、バーチャル株主総会については今後規律が改正されることが想定されますので、すでに実施されている会社や実施を検討している会社におかれては、議論の動向に注目することが望ましいと考えられます。

(2) 株主提案権

現行会社法上は、総議決権の1%以上又は議決権300個以上を6か月以上保有する株主は株主提案が可能とされています。他方、個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、多くの会社において投資単位を引き下げのために株式分割を行っており、非常に少数の議決権割合しか有しない株主であっても株主提案が可能となり、濫用的な株主提案がなされているとの指摘があります。

令和元年の会社法改正に際しても、議決権数を理由とした要件の削除について議論されたものの見送られた経緯がありますが、今回の改正に際しても改めて議論の対象とされることが見込まれています。

株主提案を受けると会社側の対応も通常の定時総会対応とは異なる準備をすることが必要となりますが、会社としても上記議論の状況をフォローアップしておくことが望ましいと考えられます。

(3) 株主総会の在り方

CG研究会報告書は、上場会社における株主総会についての非効率性に言及し、株主総会には、意思決定機関としての側面と、会議体(意思決定に向けた審議の場)としての側面

があるところ、株主が極めて多数に及ぶ上場会社においては、意思決定に向けた審議の場としては実質的に機能していないケースが多いとの指摘があるとしています。CG研究会報告書においては、当日の決議手続の省略、株主の質問権・取締役等の説明義務の見直し、いわゆる動議に関する制度の見直し、株主総会決議取消訴訟の範囲の限定等が示唆されています。

これらの議論は、当日の手続を効率化する方向性でのものであり、第1(2)で記載した総会当日の運営の内容と一見すると相反するようにも思われるところですが。しかしながら、株主とのコミュニケーションを充実させることの重要性については一致して理解されているところと思われ、年間を通じた投資家との対話活動が行われるようになってきている近時において、総会当日における株主との対話の位置付けに関する議論が今後更になされていくことが期待されます。

会社としても、総会当日の運営だけではなく、年間を通してどのような形で株主とのコミュニケーションを行っていくか、という観点での検討が必要になっているものと思われます。

諮問事項の一つである「株主総会の在り方」の中には、実質株主確認制度に関する規律が挙げられ、会社法制研究会報告書(案)及びCG研究会報告書においてもこの点への言及があります。株主とのコミュニケーションの充実という観点では、かかる制度は重要であると考えられますので、やはりその議論の動向は注目されるところです。

第3 終わりに

従前の株主総会とは異なり、近時の株主総会では株主から多くの質問がなされたり、場合によっては株主提案権が行使されたりと、受動的な対応のためにより綿密な準備が必要となってきており、加えて、会社の側から積極的に株主の関心の高いと思われる内容や会社としてアピールしたい事項を説明するなど、能動的な対応も求められています。また、総会当日だけではなく、年間を通して行う株主とのコミュニケーションの中で、総会当日をどのように位置付けるかを検討する必要もあります。

弊所では、定時株主総会のサポート業務を長年行っているため経験ノウハウを蓄積しており、また、株主提案権が行使されるようなイレギュラーな手続へのサポートについても多くの経験を有しており、充実サポートが可能です。ご関心がある方におかれましては、弊所の弁護士にお気軽にご連絡いただければと思います。



弁護士

秋山 絵理子
(あきやま・えりこ)

<出身大学>
お茶の水女子大学文教育学部
甲南大学法科大学院

<経歴>
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了
(70期)
大阪弁護士会登録(大阪市内の法律事務所入所)
2020年4月
弁護士法人中央総合法律事務所 入所
2021年4月
金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室 室長補佐
(~2022年3月)
2022年4月
金融庁監督局銀行第二課課長補佐(法務担当)
(~2023年3月)
2023年1月
金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 課長補佐(~2025年1月)
2023年4月
金融庁総合政策局リスク分析総括課 金融犯罪対策室(旧マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室) 専門検査官(~2025年1月)
2025年2月
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所 復帰

<取扱業務>
金融法務、
コンプライアンス対応、
ストラクチャードファイナンス/バンキング、企業法務/会社法/M&A、訴訟・紛争解決

金融機関に求められる預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策

弁護士 秋山 絵理子

第1 はじめに

金融庁は昨年8月、警察庁と連名で、預金取扱金融機関に対し法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請しました¹⁾。金融犯罪が増加する中、どの金融機関も口座を不正に利用されるリスクに晒されていることを踏まえ、多層的な対策を求めるものです。また、本年1月、同要請文への対応状況についてアンケートを发出了しました。本稿ではその概要および対応ポイントについて解説します。

第2 要請文発出の背景

昨今、SNS型投資・ロマンス詐欺が急増し、警察庁の公表資料によるとSNS型投資詐欺の昨年1月から9月までの被害額は約703.4億円と前年同期比で約4.7倍となっています。また、インターネットバンキングに係る不正送金被害も令和5年に約87.3億円(前年比約5.7倍)と過去最多となっています。

こうした状況を踏まえ、昨年6月に「国民を詐欺から守るための総合対策」が犯罪対策閣僚会議で決定されました。金融庁でも同年7月に新たに「金融犯罪対策室」が設置され、収益移転にフォーカスしたマネロン対策のみならず前提犯罪にも対処していく姿勢が示されるとともに、8月には警察庁と連名で「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止対策の一層の強化について」と題する要請文が預金取扱金融機関宛に発出されました。

第3 要請文~多層的な対策を要請

1 要請文の趣旨

SNS型投資・ロマンス詐欺を含めた犯罪の被害金は、架空名義や他人になりすまして開設された口座、あるいは正規の口座の売却・レンタルにより犯罪者が利用できる状態になった口座に振り込まれ、さらに別口座へと転移していく場合が多いです。なお、SNS型投資・ロマンス詐欺の場合には、1件当たりの被害額が1,000万円を超えるなど、送金限度額の大きい法人口座が利用される場合もあります。こうした預貯金口座の不正利用に係る対策については、不審な取引の検知や口座凍結など、これまでも各金融機関で実施してきました。他方、実施の深度については金融機関によって差がみられるところ。対策の弱い金融機関は犯罪組織に狙われてしまうため、対策の進んでいる金融機関の取組みを横展開し、業界全体として対策を強化していくことが重要です。

昨年報道された、「リバングループ」と呼ばれる犯罪組織による法人口座を多数悪用したマネロン事案では、SNS上で募った協力者に対して、法人設立と口座開設を指示するとともに、口座開設にあたっては金融機関の審査のための想定問答も用意していたとされています。法人自体は正規の手続きを経て設立されたものであることを踏まえれば、このような場合に、口座開設の段階で金融機関が不正な目的を看破することは困難と思われます。他方、口座開設後に、ログイン端末や接続環境、一連の取引をモニタリングした結果、不正の可能性が高いアクセス・取引として検知し、警察から口座凍結検討依頼を受けるよりも前に、自主的に口座凍結等の対応を行っている例も存在します。

今回の要請は、こうした取組例を横展開する内容となっており、口座開設時のみならずその後のモニタリングやそれを踏まえた口座凍結など、多層的な対策を求めるものとして発出されました。

2 要請文の内容

具体的には6点が要請されています。

1点目が口座開設時における不正利用防止・実態把握の強化です。口座開設時の審査だけで不正を完全に防止することは困難ですが、まずは、口座売買は犯罪である旨を改めて顧客に伝え、他人に利用させる目的での口座開設を思いとどまらせていただきたい趣旨です。また、架空名義・他人名義での口座開設を防止するため、本人確認を適切に行うことを求めています。自らが提供している口座開設方法が、なりすまし等による口座開設を容易にできてしまう形となっていないか改めて点検する必要があります。

このほか、過去に疑わしい取引の届出対象となった顧客や警察から口座凍結検討依頼のあった顧客の特徴・傾向を分析した上で、同様の特徴・傾向の顧客から口座開設の申込みがあった際には、実態や利用目的をより詳細に確認し、開設後のモニタリングに役立てることが有用と考えられます。また、一顧客に対して複数口座の開設を許容する場合には、それぞれの口座の利用目的や利用状況の確認も必要と考えられます。

2点目として、利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等に着目した検知を求めています。過去に不正利用が行われた端末等からの取引は不正利用の可能性が高いといえますし、顧客が過去にアクセスした端末等の情報と一致しないアクセスや、住所や業種・利用目的

など顧客が申告した情報と整合しない取引も、なりすまし等の可能性があるものとして検知することが有用と考えられます。これらの検知にはシステム上の対応が必要な場合が多いと思われませんが、不正利用対策としての効果はそれなりに大きいと考えられます。

3点目として、こうした検知のシナリオ・敷居値をより充実・精緻化させることを求めています。不正利用等に特有の出入金・送金に係るきめ細やかなモニタリングのシナリオを設定することが有効であり、顧客の類型ごとに異なるシナリオ・敷居値を適用することも考えられます。また、足下の不正利用状況や犯罪傾向等を調査・分析し、モニタリングシナリオや凍結判断基準に速やかに反映すること、また必要に応じてそうしたシナリオや敷居値の見直しを行っていくことが重要と考えられます。

4点目は検知した取引・口座に係る具体的なリスク低減措置・遮断措置を求めています。口座の不正利用状況に応じてモニタリングの頻度を高めるほか、検知した取引については出金停止や口座凍結といった具体的なアクションに速やかに繋げる必要があります。この点、特に法人口座の場合には誤って取引を制限した場合に企業の存続に影響を与えるとして対応に踏み切れないという話も聞きますが、疑わしさの度合いに応じて対応にグラデーションを付けることも考えられます。すなわち、不正の確証が得られる場合には取引謝絶・入出金制限・口座凍結といったリスク遮断措置を取り、不正の確証までは得られない場合には、取引を保留した上で顧客に確認することが考えられます。

また、属人的な判断能力やノウハウに頼ることなく口座凍結等の判断を行えるよう、客観的な基準や顧客への確認事項を明確に定めることも有効です。こうした基準等を明確に定めている場合には、基準に合致すれば誰でも凍結等の判断が可能であるため、不正検知から凍結等までの対応が早くなるほか、判断を行う担当者の精神的な負担を和らげる効果も期待されます。

さらに、不正利用状況の分析の結果、口座開設直後の不正利用が多いといった場合には、口座開設後一定期間は一定の取引を制限したり、取引金額を引き下げたりといった対応も選択肢として考えられます。不正利用が夜間や休日に多い場合には、必要に応じて、夜間・休日に取引制限を行えるような態勢を構築することも考えられます。

5点目として、不正利用の手口や対応事例に係る金融機関間での情報共有を求めています。金融犯罪対策は金融機関間での競争領域ではなく協調領域であり、各業界内、また業界横断的にノウハウや事例の共有を積極的に行い、業界全体としての対策のレベルアップを図っていただきたいとの趣旨です。また、これまで、各地域で近隣金融機関の連携・課題解決に資する情報交換を目的としたマネロン対策に係る業界横断フォーラムが開催されているところ、こうした場を活用して口座の不正利用対策についても情報共有していただくことも考えられます。

6点目は警察への情報提供・連携の強化です。詐欺のおそれが高いと判断される取引を検知した場合の都道府県

警察への迅速な情報提供や、そのための連携構築に向けた具体的な協議を行うことを求めています。既に都道府県警察と地域の金融機関の間で連携に向けた動きが進んでいる例もありますが、各地域でこうした取組みが広がることを期待されております。

第4 規模・立地を問わず主体的な対策が重要

以上6点の対策を要請されておりますが、これらは金融機関の規模・立地によらず対策が必要と明記されています。犯罪組織からすれば、利用する口座がどの金融機関のものであるかは重要ではなく、出入金ができれば良いということに比べ、前述の法人口座を悪用した事案ではSNS上で協力者の募集が行われたとされているように、大都市に限らず地方中小都市も含めてあらゆる規模・地域の金融機関において口座が不正に利用される可能性があるためです。

前述のとおり利用者側のアクセス環境の把握など、システムを導入する必要があるため直ちに対策を講じることが困難な場合にも、「直ちに対策を講じることが困難」と結論付けて終わりとするのではなく、計画的に対応することが求められています。システムの導入までの期間においても、それを待つのみではなく、未対応の状態が続くリスクを検討した上で、暫定的な対応の可否についても検討することが必要と考えられます。

なお、「最低限どこまでやればいいのか」との疑問もあるかと思いますが、金融犯罪対策は「顧客を詐欺等の被害から守る」「犯罪組織に資金を流さない」「ひいては「詐欺の温床となっている」といった風評リスクから金融機関自身も守る」ために、やらされ感ではなく自分事として主体的・積極的に実施することが重要です。他社の取組みや技術動向をアンテナ高く情報収集した上で、対策として最も効果的な方法を選択していく必要があります。

第5 アンケートについて

前述のとおり、各金融機関における要請文への対応状況を確認する目的で、本年1月にアンケートが発出されました。同アンケートは、現時点で金融庁が求めている目標を一定程度示すことを目的とし、今後も何らかの形で継続的に行う方針とされています。その意味では、初回に100%対応できているものが求められているものではないものの、未着手の項目については、なぜ行わなくてよいと判断するのか合理的な理由を記載するとともに、犯罪状況や手口の変化に応じて見直す可能性があることを明記すべきであると考えられます。また、システム構築など時間がかかるものについては、計画的に行っている、あるいは具体的に考え始めていることを記載することが望ましいと思われれます。

1 金融庁「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」2024年8月23日
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html>)



弁護士

谷 崇彦
(たに・たかひこ)

<出身大学>
立教大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)
2022年4月～2023年3月
金融庁監督局銀行第二課地
域金融企画室 室長補佐
2023年4月～2025年3月
監督局銀行第二課 課長補
佐(法務担当)
2024年3月～2025年3月
総合政策局リスク分析総括
課フィンテック参事官室
室長補佐を併任
2025年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所復帰

<取扱業務>
金融規制、コンプライアンス、
企業法務、訴訟・紛争解決、
一般企業法務

地域銀行等による地域活性化への取り組み ーデジタルマネーの発行についてー

弁護士 谷 崇彦

第1 はじめに

昨今、特定の地域を営業基盤とする銀行や信用金庫、信用組合等の金融機関(以下、あわせて「地域銀行等」)ではデジタル技術やデータの利活用により、ビジネスモデルの変革に取り組む動きが加速しており、その中でも、地域内での資金還流を促進するため、地域内において利用可能な電子的な決済手段、いわゆるデジタルマネーの発行を検討する地域銀行等が増加しています。

地域銀行等がデジタルマネーを発行することで、キャッシュレス化による決済の利便性向上を図れることはもちろんのこと、地域の事業者を加盟店として登録し、当該事業者と連携することで事業者との関係強化を図ることも可能となります。

また、自治体や地域の事業者と共同して、地域イベントの実施等によりデジタルマネーとして使用可能なポイントの付与を行うなど、デジタルマネーの発行を契機として、地域全体を巻き込み創意工夫することで地域活性化を実現することにつながるものと思います。

デジタルマネーはその商品としての性質や発行主体によって、業規制が異なる等、検討すべき内容が変わりますが、本稿では、地域銀行等が発行可能なデジタルマネーの特徴や各デジタルマネーを発行する場合の主要な規制等について説明いたします。

なお、本稿で説明いたしますデジタルマネーは1コイン=1円として発行され、発行者により額面金額と同額により償還が約される性質を持つものを想定しています。

第2 地域銀行等が発行可能なデジタルマネー

地域銀行等は、現状、①プリカ(前払式支払手段)型デジタルマネー、②預金型デジタルマネー、③電子決済手段型デジタルマネー(現状は特定信託受益権型のみ)を発行することが可能です。

各デジタルマネーの特徴は以下の図のとおりです。

	プリカ型	預金型	特定信託受益権型
主体	地域銀行等	地域銀行等	信託兼営金融機関
法的性質	前払式支払手段	預金債権	特定信託受益権
登録・届出の 要否	登録	不要 ※ただし、当局 や預金保険機 構との調整が 必要	事前届出
払戻しの可否	原則不可	可能	可能
P2P取引 ^(注1) の可否	不可	不可	可能
発行見合金 の保全義務	一定の健全性基 準を満たす地域 銀行等は保全義 務が免除	なし ※預金保険に より発行見合 金が保護	要求払預金で管理
発行までの ハードル ^(注2)	低	中	高

(注1) 仲介者や管理者(サーバー)等を介さず、利用者同士で直接取引を行うこと。

(注2) 筆者の所感によるもの。

1 プリカ型デジタルマネー

プリカ型デジタルマネーは、発行者や発行者が指定する者(加盟店)から、物品等を購入する又はサービスの提供を受ける場合等に利用可能で、利用者は原則としてチャージした残高の払戻しを受けることができない特徴があります。

プリカ型デジタルマネーは、通常、第三者型「前払式支払手段」として発行されるもので、発行者は、必要事項を記載した登録申請書を発行者の本店が所在する財務局に提出し、登録を受けなければなりません(資金決済法第7条)。

発行者には、利用者から受け入れた資金の保全義務が課されますが、一定の健全性基準を満たす地域銀行等については、当該保全義務が免除されます(同法第35条、同法施行令第12条、前払式支払手段に関する内閣府令第31条)。

また、プリカ型デジタルマネーを利用者間で電子的に移転可能とするスキームをとることも可能ですが、そのようなスキームをとる場合、発行者には、その不適切利用(マネー・ロンダリング等)を防止するための体制整備義務が課されます(同府令第23条の3第1号、第2号)。

そして、移転可能な1件あたりの未使用残高の額が10万円を超えるもの、または、1月間の未使用残高の総額が30万円を超えるもので、かつ、利用者のアカウントにおいて30万円を超えるチャージが可能等の要件を満たした場合には、高額電子移転可能型プリカの発行者として、業務実施計画の事前届出義務が課されます(同法第11条の2第1項)。

2 預金型デジタルマネー

預金型デジタルマネーは、発行者は利用者から受け入れた資金を「預金の受入れ」として位置づけ、利用者は発行者に対して預金債権を有すると整理することになります。そして、利用者がチャージした残高の払戻しを自由に行えることが特徴です。

預金型デジタルマネーは、後述する、地域銀行等が現状発行することができない1号電子決済手段と区別するため、①発行者が本人確認をしたものにおいてのみ移転可能となるような技術的措置が講じられており、かつ、②移転の都度、発行者の承諾その他の関与が必要なもの¹⁾とされており、発行者のあずかり知らないところで、転々流通されることがない性質を有しています。

発行者は、利用者のアカウント開設に際し、預金型デジタルマネーに係る契約内容その他利用者に参考となるべき情報の提供を行う必要があります(銀行法第12条の2第1項)。

また、預金型デジタルマネーは預金保険法

の適用対象となり、預金保険の全額保護の対象となる「決済用預金」か、合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護の対象となる「一般預金等」か、のいずれかで整理する必要があり、加えて、預金保険法上、発行者たる地域銀行等には付保預金の円滑な払戻のための整備（名寄せ対応、データ整備等）が求められています（同法第55条の2第1項、第58条の3第1項）。

3 電子決済手段型デジタルマネー

電子決済手段型デジタルマネーは、資金決済法第2条第5項に定義される「電子決済手段」として整理されることとなります。「電子決済手段」の一般的な特徴として、①パーミッションレス型のブロックチェーン技術等を用いて移転する、②中央管理者が移転に関与しないP2P取引が可能、③法定通貨等にペッグすることで価格の安定を図れること、④利用者はチャージした残高の払戻しを自由に行えること等が挙げられます。

なお、同項各号において、「電子決済手段」の類型が定められておりますが、同項第2号及び第4号の「電子決済手段」の発行については現状想定されておられません²⁾ので、以下では、同項第1号及び第3号の「電子決済手段」について説明いたします。

(1) 1号電子決済手段

1号電子決済手段は、物品購入等に使用することができる、法定通貨での償還が約されている資産として一般的に定義されており、利用者はチャージした残高の払戻しを自由に行えることが特徴です。もともと、銀行が1号電子決済手段を発行することについては、銀行の適切な業務運営を確保するため、利用者保護に加え、銀行の健全性や金融システムに与える影響等、多角的な観点からの慎重な検討が求められる³⁾とされており、現時点では、地域銀行等や地域銀行等以外の金融機関においても発行することは認められておられません。

(2) 3号電子決済手段（特定信託受益権型）

3号電子決済手段は、発行者が金銭を信託財産として信託の引き受けを行い、当該信託にかかる「特定信託受益権」として定義した信託受益権を、トークン化した上で発行をすることを想定しています。具体的な発行類型としては、⑦パーミッションレス型ブロックチェーンにおいて利用者間で自由に移転可能なP2P型、④発行者がブロックチェーン等を用いて管理する受益権原簿の記録により、信託受益権の移転を管理する発行者原簿型が想定されます。

3号電子決済手段は、地域銀行等がこれを業として発行するには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた信託兼営金融機関である必要があり、信託兼営金融機関が新たに「特定信託受益権」を発行する場合、当局に対し、「特定信託受益権」の発行による為替取引の内容及び方法等を記載した書類等を事前に提出する必要があります（同法第8条第2項第2号）。

発行者には、帳簿記帳、システム管理、不適切な特定信託受益権を発行しないための措置、一定の健全性基準を満たす銀行等の要求払預金により信託財産を管理する措置、情報提供義務等が課されています（同法施行規則第21条第7項、第22条第10項～16項）。

P2P型（上記⑦）で「特定信託受益権」を発行する場合、発行者が関知することなく、利用者間で当該「特定信託受益権」が自由に移転される可能性があるため、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクが高いと言われております。そのため、P2P取引により「特定信託受益権」を取得したものが発行者に償還請求を行った場合には、償還請求者について取引時確認等のリスク低減措置を講じることが望ましい、などとされています⁴⁾。

そして、「特定信託受益権」については、資金決済法において信託財産の全額を要求払預金で管理することを前提とする等の必要な利用者保護措置がとられること等の理由から、金融商品取引法上の「有価証券」の定義から除外されており、同法上の諸規制は適用されないことになっています（同法第2条第2項柱書、第1号、同法施行令第1条の2第1号、同法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条の2）。

なお、令和7年1月22日「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ 報告」（以下、「WG報告」）において、信託財産の全額を満期・残存期間3か月以内の日本国債（米ドル建ての場合は米国債）と一定の定期預金による運用を認めるべき（ただし、その組入比率は50%を上限とする）⁵⁾といった提言がされています。

第3 おわりに

ここまで地域銀行等において発行可能なデジタルマネーの特徴や各デジタルマネーを発行する場合の主要な規制等について説明いたしました。地域銀行等の子会社や関連会社において、デジタルマネーを発行することも整理次第では可能ですし、デジタルマネーの移転や管理するにあたって仲介業者を用いることも可能です。本稿では紙面の都合上省略しましたが、地域銀行等の子会社等で発行を行う場合、銀行法上の子会社対象会社の整理等が必要となりますし、また、仲介業者を用いる場合、当該仲介業者の関与の仕方によっては、当該仲介業者に業規制が課されることも想定されます。

金融機関の皆様においてデジタルマネーの発行をご検討される場合は、その発行スキームに応じ、適用される規制の正確な理解が必要になりますので、ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

1 金融庁「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係」5頁 (<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/17.pdf>、令和7年1月29日最終閲覧)

2 2号電子決済手段は、1号電子決済手段に係る規制の潜脱防止のために設けられたものですが、具体的なユースケースがあるわけではありません。また、4号電子決済手段については1～3号電子決済手段に準じるものとして金融庁長官が指定するものとされていますが、現状、指定がされていません。

3 WG報告19頁～20頁 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf、令和7年1月29日最終閲覧)

4 金融庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令・施行規則の改正に係るQ&A」No.1 令和5年5月26日 (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526-2/02.pdf>、令和7年1月29日最終閲覧)

5 WG報告16頁～18頁



弁護士
横山 淳司
(よこやま・あつし)

<出身大学>
大阪市立大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2023年12月
最高裁判所司法研修所修了
(76期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

「企業取引研究会 報告書」の概要(2025年下請法改正に向けて)

弁護士 横山 淳司

第1 はじめに

令和6年12月25日、公正取引委員会事務総局と中小企業庁を共同事務局とする企業取引研究会(以下「本研究会」といいます。)より、報告書(以下「本報告書」といいます。)が公表されました¹⁾。本報告書では、適切な価格転嫁を日本の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から(価格転嫁の環境整備)、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)を中心に検討されましたので、要旨を概説いたします。

第2 本報告書の要旨

1 買いたたき規制の在り方

下請法は、親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めることを禁止しています。これが「買いたたき」の禁止です。

しかし、近年のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇局面や、生産量が減少するなどの場合における価格の据置き等の行為は、価格が従前の対価から引き下げられるわけではないため、現在の「買いたたき」規制の要件には合致しにくいものの、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫しているとの指摘があります。

本報告書では、買いたたきとは別途、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制するとの方向性が示されました。また、円滑な価格転嫁実現のため、優越ガイドライン²⁾等で想定事例や考え方を明確にし、より実効的な取組とする方向性も示されました。

2 下請代金等の支払条件に関する論点

下請法では、下請代金の支払遅延の禁止と、受領日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める義務を定めています。

しかし、支払が手形によって行われる場合、

下請事業者は手形サイトに相当する期間は現金を受領できず、資金繰りの負担が生じます。また、紙の有価証券である手形には、現物の保管、管理及び取立てに伴うコストや紛失のリスク等も存在します。

本報告書では、支払遅延に関する親事業者の遵守事項として、親事業者が下請代金を支払うに当たり、①紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない、②その他金銭以外の支払手段(電子記録債権、ファクタリング等)については、支払期日(受領日から起算して60日以内)までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めないことが必要であるとの方向性が示されました。

なお、本研究会では、「下請法が適用されない取引においても手形の廃止や支払サイトを短くしていく対策が必要である」、「現行の下請法運用基準³⁾を見直し、振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず下請法違反に当たるとすべきである」などの意見もありました。

3 物流に関する商慣習の問題に関する論点

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」といいます。)の問題につながるおそれのある行為(買いたたき、代金の減額、支払遅延など)がみられた荷主の数は、近年 600名前後で高止まりしています。

本研究会では、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とすべきであるとの意見が出された一方で、着荷主と発荷主との取引においては、発荷主がどこから運ぶかを決めているなど役務の再委託とは言いがたい面もあるとして、下請構造に該当するかどうかを慎重に判断する必要があるとして下請法の適用対象の拡大に慎重な意見もありました。

本報告書では、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を下請法の対象取引として新規に設け、具体的な取引の内容や事業者の範囲を明確にするという方向性が示されています。

また、独占禁止法や下請法は、取引関係がある当事者との間で適用されること、直接の取引関係のない事業者間においても、着荷主や発荷主と下請運送事業者との間における荷

待ち、契約にない荷役(荷積み、荷下ろし)を強いられるといった問題があります。

本報告書では、事業所管省庁の有する制度と独占禁止法や下請法を連携させ、例えば事業法の枠組みで荷待ちや附帯業務が生じた場合の費用負担について適正な契約を締結させるものとし、それが不公正なものであるときは「買いたたき」や「不当な経済上の利益の提供要請」の問題として、独占禁止法や下請法による対応も執り得るとの考え方が示されています。

4 下請法の適用基準に関する論点(下請法逃れへの対応)

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を、①事業者の資本金の額と②取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めています。

しかし、事業規模の大きな事業者であるものの、少額の資本金で設立されているために下請法の親事業者に該当しない事例、減資をすることで下請法の親事業者の対象から外れる事例、取引先に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる事例などが報告されています。

本報告書では、現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切であるとの方向性が示され、具体的には、従業員数300人(製造委託等)または100人(役務提供委託等)の基準を軸に検討することが適当であるとされます。

5 「下請」という用語に関する論点

下請法における「下請」という用語は、発注者(親事業者)と受注者(下請事業者)が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘があります。

本報告書では、「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要があるとの意見が出されています。なお、これを受けた公正取引委員会と中小企業庁が、「下請」を「中小受託」に名称変更するとの報道がなされています⁴⁾。

6 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点

取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為が報告されています。このような行為は、優越的地位の濫用や下請法における買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請として問題となるおそれがあります。

本報告書では、前回の知財取引の実態調査から時間が経過していることもふまえ、幅広い業種を対象に実態調査を実施し、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげるとの方向性が示されています。

7 型等の無償保管の問題に関する論点

現行の下請法運用基準において、発注者側に所有権がある金型を長期間無償保管させる場合には、「不当な

経済上の利益の提供要請」に当たる旨の記載がありますが⁵⁾、金型の所有権が下請事業者にある場合の取扱いに関する記載はありません。

本報告書では、金型の所有権の所在にかかわらず、型の無償保管要請が下請法上の問題となり得るものとし、どのような場合に問題になるのか基準を明記する方向性が示されました。

8 その他の課題について

上記のほか、本研究会においては、以下の意見がありました。

- ・金型を発注する行為は下請法の対象となること、木型その他専ら特定の物品の製造の用に供される物品も下請法の対象に追加することが適切である。
- ・遅延利息の対象行為は支払遅延に限られているところ、減額行為によって代金を減額された部分について遅延利息の対象に追加することが適切である。
- ・受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告は、行為が継続している場合にすると規定しており、既に行為がなくなっている場合には勧告できないところ、過去に当該行為をした事実が認められた場合にも勧告することができると対応することが適切である。
- ・現行の下請法では書面の交付が義務付けられており、電磁的方法で提供する場合には下請事業者の事前の承諾が必要とされているところ、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるように対応すべきである。

第3 最後に

政府は、2025年の通常国会で下請法改正案の成立を目指しており、本研究会の意見が参照されます。下請法の抜本改正は、約20年ぶりです。同改正により、下請法の適用対象が拡大されることが予想され、現行の下請法では問題とはならなかった行為も下請法違反となるおそれがあります。近年ますます「取引適正化・価格転嫁促進」の要請が高まっているなか、現行の下請法下で下請取引を行う企業はもちろん、それ以外の企業においても、価格転嫁の環境整備への対応が急がれます。

1 企業取引研究会「企業取引研究会 報告書」(令和6年12月25日) (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/241225_1.pdf)
 2 公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」21頁(平成29年6月16日) (https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetutekichii.pdf)
 3 公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(令和6年5月27日) (<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyouhtml>)
 4 日本経済新聞「下請けを「中小受託」に名称変更へ」(令和7年1月16日) (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA160TM0W5A110C200000/>)
 5 前掲注3



弁護士

檀 淵 陽
(かしぶち・よう)

<出身大学>
明治大学法学部
東京大学法科大学院退学
(司法試験合格のため)

<経歴>
2020年12月
最高裁判所司法研修所修了
(73期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>
M&A、情報法、独占禁止法、
コーポレート、危機管理

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討について

弁護士 檀 淵 陽

第1 いわゆる3年ごと見直しの状況

令和4年4月1日に施行された個人情報保護法(以下「法」という。いわゆる令和2年改正法。)は、施行後3年ごとに、国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案して見直しをする旨が規定されており(いわゆる3年ごと見直し。)、令和5年11月から検討が進められています。

個人情報保護委員会は、令和6年6月27日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(以下「中間整理」という。)を公表し、同年7月29日まで意見募集が実施されました。中間整理では、いくつかの論点が提示されましたが、特に、課徴金制度、団体による差止請求制度や被害回復制度については、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要と考えられたことから、これらの論点について様々なステークホルダーとの間で制度改正の必要性を含めて議論し、具体的な方向性を得ることを目的に、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」(以下「検討会」という。)が令和6年7月から同年12月まで開催され、同月25日には、検討会の報告書が公表されました。

令和7年1月22日開催の第312回個人情報保護委員会において決定された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について(案)では、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、中間整理に対する意見募集の結果や、検討会報告書、事務局ヒアリングの結果等を踏まえ、今後ともステークホルダーと継続的に議論を行う」とされ、同年1月に招集された第217回通常国会では、法の一部を改正する法律案について、提出は検討中とされており、今期の通常国会でいわゆる3年ごと見直しに係る改正法が成立するかは不透明です。

第312回個人情報保護委員会では、法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点として以下が提示されました(下線は筆者による。)

- (1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方
- ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方
- イ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少な

い場合における漏えい等発生時の対応の在り方

ウ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

ア 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

イ 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

ウ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)に関する規律の在り方

エ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

ア 勧告・命令等の実効性確保

イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否

エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

本稿ではこのうち実務上特に関心が高いと思われる、課徴金制度(上記(3)ウ)、団体による差止請求制度及び被害回復制度(上記(3)エ)、同意規制の在り方(上記(1)ア)について、本稿執筆時点²⁾における議論の概要等を紹介いたします。

ただし、本稿で紹介する考え方には検討会等において反対の意見も示されていることには留意が必要です。

第2 課徴金制度

現行法では、法の違反に対する個人情報保護委員会による監督として、指導・助言、勧告及び命令が存在し、また、命令違反に対する罰則等は規定されているものの、違反事業者が勧告、命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、罰則の適用もなく、違反事業者が違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することも可能です。そこで検討会では、違反行為の抑止効果を強化する観点から、諸外国における個人情報保護法制において制裁金制度が導入されている例が多いことも踏まえ、課徴金制度の導入について検討がされました。

検討会では、そもそも法に課徴金制度を導入する立法事実があるのかという点から議論がされつつ、仮に導入する場合には、課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、①対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るか漏えい等が発生した場合に限り、かつ、②主観的要素(相当の注意)による限定をし、さらに、③個人の権利利益が侵害される等した、④大規模な事案である場合に限定することが検討されました。同違反行為のイメージは下表のとおりです³⁾。

【要件①】 対象行為を重要な規律※1※2 への違反に限定	【要件②】 主観的要素 (相当の注意) により限定	【要件③】 個人の権利利益 が侵害された場 合等に限定	【要件④】 大規模な事案に限定
※1 第三者提供規制等違反 (法第18条、第19条、第20条、第27条第1項) →違反等の対価を得た場合			課徴金納付命令 の対象となり得る 違反行為
※2 安全管理措置義務違反 →漏えい等が発生した場合			
上記以外の規律への違反			

— 勧告の対象となり得る違反行為 —

同違反行為については、大きく、法第27条第1項等の違法な第三者提供に係る規制等の違反行為と、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為に分けて検討がされました。違法な第三者提供等との関係では、例えば、自社サービスの利用者の個人データを、本人の同意を得ずに第三者である顧客企業に違法に販売する行為等が例として考えられ(要件①)、違反行為に係る本人の数が1,000人以上の場合に限定すること(要件④)、違反行為の対価等の全額を課徴金額とする方法が考えられています。また、漏えい等・安全管理措置義務違反との関係では、個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合に限定すること(要件①、要件④)、「違反事業者の違反行為をした期間における事業活動により生じた売上高」×「算定率」という算定式により課徴金額を算定する方法が考えられています。

第3 団体による差止請求制度及び被害回復制度

現行法では、違法な個人情報の取扱いが行われた場合、本人は、自らの個人情報については利用停止等請求(法第35条)、損害賠償請求をすることは可能ですが、違法行為全体

の停止や他の個人情報については請求できず、かつ訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多いところで。また、個人情報保護委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも全てに迅速かつ網羅的に対応できるとも限りません。これらの限界を踏まえて、検討会では、権利救済の手段の多様化を図る等の観点から、団体による差止請求制度や被害回復制度について検討がされました。

検討会では、差止請求の対象として、例えば、不特定かつ多数の消費者の個人データを、自らが提供するサービスに係る利用規約・プライバシーポリシー等において合理的かつ適切な方法により本人の同意を得ることなく第三者に提供する等、法に違反して第三者に提供する場合等が例として考えられています。また、被害回復制度については、過去の裁判例等によれば、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられること等も踏まえて検討する必要があるとされています。

第4 同意規制の在り方

令和7年2月5日開催の第314回個人情報保護委員会では、同意規制の具体的な規律の方向性に関するいくつかの考え方が提示されました⁴⁾。

データの利活用との関係では、統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とはどうかという考え方が示されていることや、個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合(金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等)について、本人の同意を不要とはどうかという考え方が示されていることなどが、特に注目に値します。

※筆者は、本稿執筆時点において当事務所に所属していません。

※本稿記載の見解は筆者の個人的見解であり、筆者の所属組織の見解を示すものではありません。

1 衆議院調査局「内閣提出予定法律案等の概要—第217回国会(常会)—」(令和7年1月)。同年1月23日時点の情報をもとに作成されている。

2 令和7年2月17日時点

3 個人情報保護委員会「第7回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」資料1 現行制度と検討の方向性について(課徴金制度③)45頁(令和6年12月18日)

4 第314回 個人情報保護委員会「資料1 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方(案)について(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)」(令和7年2月5日)

情報流通プラットフォーム対処法(プロバイダ責任制限法の一部改正)について

弁護士 内田 孝太郎



弁護士

内田 孝太郎
(うちだこうたろう)

<出身大学>
神戸大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2023年12月
最高裁判所司法研修所修了
(76期)
大阪弁護士会登録
2024年1月
弁護士法人中央総合法律事務所
務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

第1 はじめに

近年、SNS等のデジタル空間における誹謗中傷等の違法・有害情報の流通による人権侵害が深刻化し、大きな社会問題となっております。違法・有害情報相談センターの報告書によると、令和5年度の相談件数は6463件に上り、そのうち、インターネット上の情報を削除したいという内容の相談が全体の約58%を占めており、社会全体として、違法・有害情報の早期の削除を強く希望していることが窺われます¹⁾。

このような動向の中、令和6年5月10日、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)の一部を改正する法律(以下「本改正法」といいます。)が成立しました。

本改正法は、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、①大規模プラットフォーム事業者に対し、②対応の迅速化、③運用状況の透明化に係る措置を義務づけるもので、これに伴い、法令名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(通称:「情報流通プラットフォーム対処法」)。以下、「法」といいます。)に変更されます。

現行のプロバイダ責任制限法下では、プラットフォーム事業者に対して違法な投稿等の削除を求める手段が、必ずしも被害者にとって利用しやすいものでは無かったところ、本改正法によって、違法な投稿等の拡散による被害の早期回復の実現が期待されるところです。

本改正法の公布日は令和6年5月17日で、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日に施行されます²⁾。

第2 ①大規模プラットフォーム事業者

本改正法により、新たに義務を課される事業者は、大まかに言うと、以下のいずれにも該当し、総務大臣から指定を受けた事業者(大規模特定電気通信役務提供者)です。

以下のとおり、対象となる事業者は一定規模を超える者に限られていることが分かります(法第20条第1項各号参照)。

1. 次のいずれかに該当すること
(ア)当該プラットフォームサービスにおいて、一月間に発信者となった者及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の、総務省令で定める期間における平均が、総務省令で定める数を

超えること。

- (イ)当該プラットフォームサービスにおいて、一月間に発信者となった者の延べ数の、総務省令で定める期間における平均が、総務省令で定める数を超えること。
2. 当該プラットフォームサービスの一般的な性質に照らして、侵害情報の送信を防止する措置が技術的に可能であること。
3. 当該プラットフォームサービスが、権利の侵害が発生するおそれの少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものであること。

一方で、詳細の多くが総務省令に委任され、本稿執筆時点において総務省令の内容は未定であるため、大規模プラットフォーム事業者の詳細な要件は定まっておりません。

しかし、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題について、制度整備を含めその対処の在り方等を検討するため令和6年10月から開催されている「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」(以下「検討会」といいます。)では、以下の内容の総務省令が策定されることが検討されています³⁾。

1. (ア)
 - ・一月間に発信者となった者及びこれに準ずる者：一月間に利用した者(閲覧のみの者も含む)
 - ・総務省令で定める者の数：1000万
 - ・総務省令で定める期間：1年間
1. (イ)
 - ・総務省令で定める期間：1年間
 - ・総務省令で定める数：200万

第3 ②対応の迅速化

1 被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表(法第22条)

第2の大規模プラットフォーム事業者(以下、単に「大規模プラットフォーム事業者」といいます。)は、自己の権利を侵害されたとする者からの申出を受け付ける方法を定め、これを公表する必要があります。

申出を受け付ける方法は、①電子情報処理組織を使用して申出ができること、②申出者に過重な負担を課すものでないこと、③事業者が申出を受けた日時が当該申出者に明らかとなるものである必要があります。検討会では、

更に、総務省令及びガイドラインによって、日本語による申出を行うことができること、申出フォームが見つかりやすいこと、アカウント非保有者であっても申出を行うことができること、申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で申出を行うことができることなどを求めることが検討されています。

2 侵害情報に係る調査の実施(法第23条)

大規模プラットフォーム事業者は、上記1のとおり申出があったときは、当該申出に係る権利侵害の有無について遅滞なく必要な調査を行う必要があります。

3 侵害情報調査専門員(法第24条)

大規模プラットフォーム事業者は、上記2の調査のうち専門的な知識経験を必要とする調査を適正に行うため、「侵害情報調査専門員」を選任する必要があります。

検討会では、侵害情報調査専門員は、大規模プラットフォーム事業者が、上記1の申出に応じて当該投稿等を削除するかの判断をするに当たり、その判断に資する専門的な知識経験を提供する者とするのが検討され、具体的には、弁護士等の法律専門家、日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者が想定されています。

4 申出者に対する通知(法第25条)

大規模プラットフォーム事業者は、上記1の申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内に、申出に対する判断の結果を申出者に通知しなければなりません。

検討会では、「総務省令で定める期間」は、7日とすることが検討されています。

第4 ③運用状況の透明化

1 送信防止措置の実施に関する基準等の公表(法第26条)

大規模プラットフォーム事業者は、情報の送信を防止する措置(送信防止措置)を講ずる日の一定期間前までに、送信防止措置の実施に関する基準を定め公表する必要があります。検討会では、「一定期間」は2週間とすることが検討されています。

また、送信防止措置の実施に関する基準について、総務省が「違法情報ガイドライン」を策定し、一定のモデルを示すことが検討されています⁴⁾。同ガイドライン案では、どのような権利・利益に基づいて送信防止措置を求めることができるかを例示列挙することが検討されていますが、特に、プロバイダ責任制限法下ではガイドラインにおいて言及されていなかった⁵⁾「営業上の利益」の例示列挙が検討されていることは注目に値します。

さらに、大規模プラットフォーム事業者は、概ね1年に1回、当該基準に従って送信防止措置を講じた具体的な事例について整理の上、公表する努力義務が課せられます。

2 発信者に対する通知等の措置(法第27条)

大規模プラットフォーム事業者が送信防止措置を講じた時は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該情報の発信者に

対して通知するか又は発信者が容易に知り得る状態に置く必要があります。

3 措置の実施状況等の公表(法第28条)

大規模プラットフォーム事業者は、毎年1回、総務省令で定めるところにより、送信妨害措置の申出の受付状況や申出人に対する通知状況等の事項を公表しなければなりません。

第5 罰則等

本改正法においては、大規模プラットフォーム事業者が、本稿第3-1、第3-3、第3-4、第4-1、第4-2、第4-3に記載の事項に違反した場合には、総務大臣は、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、仮に、当該勧告に従わなかった場合には、是正措置を命ずることができることと規定されています(法第30条)。さらに、大規模プラットフォーム事業者が当該是正措置命令には違反した場合には、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の対象となるとされています。

また、本改正法では、法人と個人の両罰規定も定められている点にも注意が必要です(法第37条)

第6 終わりに

インターネット上の投稿の削除については、主として、①事業者の利用規約に基づき削除する方法、②裁判手続に基づいて削除する方法が考えられるところ、現行法のプロバイダ責任制限法では、②の方法に関しては、これまでの改正により、一定の法整備がされてきたものの、①の方法に関しては、事業者の自主的な取組に委ねられている部分が多く、法整備が不十分な状況でした。

本改正法により、大規模プラットフォーム事業者に対しては、削除申出の方法や削除基準等の公表が義務付けられることとなったため、①の方法による違法有害情報の投稿削除が促進されることが期待されます。

一方で、「どのような情報を削除すべきか」という点については、上記の通り、削除基準について一定のモデルを示すことは検討されているものの、基本的には、本改正法においても、引き続き、大規模プラットフォーム事業者が自ら判断することを前提とした仕組みとなっているため、今後、各事業者が策定する具体的な削除基準の内容や具体的な運用状況が注目されます。

1 総務省「総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課「令和5年度 インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書(概要版)」
2 本稿執筆時点(令和7年2月7日)においては、具体的な施行日は定められておりません。
3 総務省「情報流通プラットフォーム対処法の省令及びガイドラインに関する考え方」令和6年11月
4 総務省「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン(案)」令和6年11月
5 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法 関連情報Webサイト」(<https://www.isplaw.jp/>、2025年2月14日最終閲覧)

3%以上の議決権又は株式を有する株主には、会計帳簿閲覧権が認められています。今回は、この株主権について検討します。

なお、銀行などの金融機関については、それぞれの業法により(銀行法第23条等)、この株主権は認められていません。

第1 少数株主要件

総株主(株主総会の決議事項のすべてについて議決権を行使できない株主を除く)の議決権の3%以上の議決権又は発行済株式(自己株式を除く)の3%以上の株式を有する株主は、営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写(以下、「会計帳簿の閲覧」といいます。)を請求することができます(会社法第433条第1項)。この少数株主要件を、定款により、軽減することができます。謄写とは、自ら写しを作成することです。

会社法制定前は、議決権基準の少数株主要件が定められていましたが、会社法は、これは、議決権の有無にかかわらず、株主として当然に認められる性質の権利であるとして、株式数基準を加えました。

株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、請求の理由を明らかにしたうえ、裁判所の許可を得て、当該株式会社の会計帳簿の閲覧を請求することができます(同条第3項)。この説明は省略します。

第2 閲覧請求の対象となる会計帳簿・資料

裁判実務上、会計帳簿とは、会社計算規則第59条第3項所定の、計算書類及び附属明細書作成の基礎となる帳簿(仕訳帳・総勘定元帳及び各種の補助簿)をいい、「これに関する資料」とは、会計帳簿の記録材料となった資料その他会計帳簿を実質的に補充する資料(伝票・受取証・契約書等)を意味するとされています。学説においては、会計監査人の閲覧権限の対象と異なるものと解する理由はなく、税務関係資料等、会社の会計に関する限り一切の帳簿・資料が閲覧の対象となるとする見解も有力で、支持を広げています。

第3 請求の方法

株主が会計帳簿の閲覧を請求するには、請求の理由を明らかにしなければなりません。これは、会社が閲覧請求に応ず

る義務の存否及び閲覧させるべき帳簿・資料の範囲を判断するとともに、株主の濫用的閲覧を防止するためのもので、閲覧の目的及びその対象となる帳簿・資料の範囲を認識・判断することができる程度に具体的に記載する必要があります。財産が適正妥当に運用されていることの確認のためといった抽象的な記載では足りません。特定の行為が違法・不当である等の取締役の業務執行に不正・違法の可能性がある具体的な根拠を示す必要はありますが、請求の理由を基礎づける事実が客観的に存在することの立証までは要しません(最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁)。また、株主は、何年度のどの帳簿・資料というように具体的に閲覧対象を特定して請求する必要はありません。

株主は、閲覧謄写を請求できるだけで、会社に対して謄抄本の交付は請求できません。閲覧謄写の費用は株主の負担となります。株主は、補助者を利用することや、公認会計士や税理士等の専門家を代理人に選任することもできます。

第4 閲覧の拒絶

会社は株主の正当な権利行使を妨げてはなりません。他方、会計帳簿の閲覧により、会社の業務の円滑な執行に支障をきたし、企業秘密が漏洩するおそれがあります。会社法は、株主と会社の利害調整を権利濫用論に委ねるのでなく、5項目に分けて、閲覧拒絶事由を定めています(同条第2項)。これは制限列举であり、定款をもってしても拒絶事由を追加することはできません。拒絶事由の存在は、会社に立証責任があります。

拒絶事由の第一は、株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したときです。株主としての利益と関係のない純個人的な利益や株主の資格を離れて有する権利のために閲覧請求をする場合がこれに該当します。株式買取請求権のような自益権の確保・行使のために閲覧することもできます。相続により取得した譲渡制限株式会社について、株主が、相続税支払いのための売却に備えて株式の適正な価格算定目的で行った閲覧請求について、特段の事情のない限り、株主がその権利の確保又は行使に関して調査するために行われたものと認められました(上記平成16年最判)。

会計帳簿の閲覧を正当な理由なく拒絶した取締役・執行役は過料に処せられます(会社法第976条4号)。会計帳簿の閲覧を求める仮処分(満足的仮処分)も認められています。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一
弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 富川 諒
弁護士 小宮 俊						
弁護士 中務嗣治郎 (シニアカウンセル)	弁護士 岩城 本臣 (シニアカウンセル)	弁護士 森 真二 (シニアカウンセル)	弁護士 加藤 幸江 (シニアカウンセル)	弁護士 森本 滋 (オプカウンセル)		
弁護士 松本久美子	弁護士 田中 幸佑	弁護士 新澤 純 (全職行動務中)	弁護士 秋山給理子	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大 (全職行動務中)	弁護士 藤野 琢也
弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹 (経済産業省勤務中)	弁護士 樫淵 陽 (個人情報保護委員会勤務中)	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林 優吾 (全職行動務中)	弁護士 佐藤 諒一 (全職行動務中)	弁護士 半田 昇
弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟	弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜 (全職行動務中)	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)
弁護士 三村 侑意	弁護士 野崎 佐季	弁護士 亀田孝太郎	弁護士 中村 優介	弁護士 内田孝太郎	弁護士 木村 瑠志	弁護士 森山 雄平
弁護士 横山 淳司	弁護士 佐々木 孝	弁護士 中原 由理	弁護士 西川 葵	弁護士 逢澤縁太郎	弁護士 前多 陸	弁護士 本田 祥馬
弁護士 松浦 拓海	弁護士 深田 美紀	弁護士 森本 雄介	外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	外国法事務弁護士 ロナルド・カルスティアン (カリフォルニア州弁護士)	外国法事務弁護士 カワムルニ (カリフォルニア州弁護士)	客員弁護士 八木 良一
法務部長 上田 泰豊						